

502
54



始



502-54



婦人解放の原

法學士 上野信幸 述

*The Subjection of Women
J. S. Hill*

東京 隆文館 發行



序

私が『婦人問題』といふ一書を公けにして、婦人解放の必要を唱へたのは、顧れば早や恰かも十年の昔となつた。當時未だ我國では、そんな議論など表向きにするものはなく、然かも我國は家族制度の國柄として、婦人解放の議論は、この制度を傷くる恐ありとせられて、書物は絶版に附することとなつた。然るに爾來獨り婦人問題といはず、一般的に社會問題に關する事情の變化、議論の盛行、運動の發展は實に恐るべきほどのものがある。十年後の今日では、婦人解放の事など、明らさまに議論も出來れば、其運動も大びらに行はれ得ることとなつた、洵に著しい進歩と謂はね

ばならぬ。

私が『婦人問題』を著はすに當つて、讀んだ参考書の中で、最も多く啓發せられ、鼓吹せられ、論議上のヒントを與へられたのは、ジョン・スチュアート・ミル氏の『婦人の服従』であつた。此書は婦人問題に關する著述としては、發行の年月からいへば、頗る古い方の部に屬するを否み難く、其の初版は一八六九年（明治二年）に公にせられたものである。然しその立論の堂々たる、その論鋒の銳利なる、その觀察の深刻なる、その批評の適確なる點に於て、其後世に表はれたる汗牛充棟もたゞならざる婦人問題の群書中、よく此書に隨從し得るものがあるか。私は之を知らぬ。

惟ふに是は全くミル氏の人格と識見と學問との卓越せるに由る次第で、今より半世紀餘りも以前に於て、あの英國といふ國柄と人民との中に立つて、あれだけの徹底せる議論を大膽に述べ得たことは、よほど自信ある者でなくては出來ぬ所である。その意味に於ては、『婦人の服従』は、マルサス氏の人口論に對立せしめてよいであらう。

私は本書の良譯が我國にも欲しいものだと思つて居たが、今回野上學士の譯成つて、その校正刷を送られたのを一讀して、平素の渴望の醫せられたるを感じ、衷心歡喜に堪えぬ。特に野上君は我が京都大學に學ばれた人である。そして其譯文は、流暢明

達、少しも所謂翻譯文らしい澁滞の跡なく、氣持よく、讀み得られて、然かも原著の意を傳ふるに孤負する所なく、此種の著書の譯文としては、上乘のものだと謂ひ得られるのは、殊に私の喜を深くする所以である。序を求めらるゝに對し、快諾して茲に感想の一端を叙ふると同時に、廣く本書を江湖に推薦する次第である。

大正十年七月朔

河 田 嗣 郎

自 序

本書譯出の志向は、私が嘗て熊本の高等學校に於て、ミルの代議政體に関する論著を學んだ時、併せて同じき叢書の中にこれを見出した時に始まる。爾來六年、快達の文字に異常の愛着を失はなかつたのであるが、今日婦人問題に関する論議漸く旺なるに及んで、之を譯出して廣く江湖に紹介することの決して徒爾でないことを思ひ、今その全譯を上梓する次第である。この種論著の性質として、廣く讀まれ正しく解せらるべきものであることを信じ、極めて世間向に碎いて譯した。幸ひに大方の諒恕を得れば満足である。本書を上梓するに就て特に叮嚀な序文を賜はつた京都大學教授河田法學博士及び本書の譯出に就いて甚大の幫助を蒙つた佛教大學教授文學士山本脩二氏に深き感謝を捧げる。

大正十年七月十五日

譯

者

婦人解放の原理 目次

- 第一章 男性の暴戻……………一
- 第二章 法律上に於ける性的不平等 ……七〇
- 第三章 婦人の参政権 ……一三五
- 第四章 男女同権の功過 ……二〇九

婦人解放の原理

第一章 男性の暴戾

ジョン・スチュアート・ミル 原著
法學士 野上信幸 譯



この論の主旨は、私が社會政治問題に關して何か意見を持つに至つた最初から、豫々抱懷して居る意見の根據を、出來るだけ明瞭に説明するにある。そしてその意見は、私が人生を反省し、經驗を積むにつけ、毫も動搖しない許りか、益々強くなつて來た。

第一章 男性の暴戾

それは即ち、現在に於ける兩性の社會的關係を規定して居る原則が、それ自身に於て誤つて居て、延しては人類の發達を妨げて居るから、これはどうしても、完全なる公平の原則に代へて、一方に許り權力や特權を許し、他方には屈從を強ひるといつた様な不公平な事のない様にすべしと云ふことである。

二

私の企てたこの仕事を發表するに必要な言葉が、早やこの仕事が如何に至難であるかを示して居る。だがこの議論がそんなに厄介なのは、私が確信を置いて居る所の理由の根柢が薄弱であるからだらうと思つて貰つては困る。いつも、人間の感情に對して議論を吹つかける時には、極つて起る困難なので、決して理由が薄弱な爲ではない。即ち或る一つの意見が強く感情に根ざして居る時には、たとへ議論では打ち破られても、決して揺がない許りでなく却つて益々牢乎となる物である。何となれば、もしそ

の意見が智的考察の結果、抱懷されたものであつたなら、それを議論で反駁したならば、その確信はぐらついて來るに相違ない。しかしその意見が只感情にのみ立脚して居る時には、それが議論で旗色が悪くなればなる程、その意見を持つて居る人は、その感情には、議論が達する事の出來ぬ深い根柢があるのだと確信するやうになる。だから、感情の存する限りその感情的議論を駁さうと企てても、以前から出來て居る裂目を埋める爲に、一層深い濠を掘るのと同じ事になるのであつて、議論で向つて行つても益々その感情を害するばかりなのである。で、私の捉へた兩性問題に、こびりついて居る感情は様々の理由によつて、舊習舊慣を辯護する凡ての感情の中で最も熱烈で根柢の深いものであるから、近代の如く精神的並に社會的進運の速かなる時代に際しても、此の感情が毫も滅殺されないのはあやしむに足らぬ。だから、野蠻の遺風ならば人間は、とくに脱却して居る筈なのだから、この長年月人間の守つて來た現在の兩性關係は、決して野蠻の遺風ではないのだなど、思つて安心して居てはいけない。

三

(三)(四)は、一般的に容認せられて居る事柄を反駁する際に於ける、論理上の困難を述べるのであつて、さして重要な側所ではないから、飛ばしても宜しい。ミルはペーコン以来の歸納的論理學を大成した人である。だからちよいと道樂氣が出たのであらう。識者譯*

何處から考へても、普遍的に認められて居る意見を攻撃する段になると、其の人の責任は重いのである。聞いて貰つた丈でも餘程幸福な方で、それもまあ難しい。もし、どうしても聞いて欲しいのならば、他の場合とはまるで違つた論理上の準備をしなくてはならぬ。これが他の場合だと、證明する責任は「かくく」だと主張する人 (accusative) の側にあるのが常である。例へば或る一人の人が殺人犯で起訴されたとなると、告發者側に彼の犯罪の證據を擧げる責任があるのであつて、犯人は無罪を證明する責任がない。もし又、或る歴史上の事實に關して議論が起つたとする——この事實は、たとへばトロイ戦争の如く、一般人の感情の這入らない事柄でないといけな——そうすると、かくく〳〵の事件があつたと主張する人が、先づ證據を擧げる義務がある。これに反對する人はしかる後發言すべきである。そして常に反對者は、相手の

提出した證據は價值のない物だといふ事を示せばそれで充分である。又、實踐的な事柄に例を取ると、證明の責任は常に「自由」に反對する人々の側にある。即ち或る制限若くは禁止が必要だと主張する人の側にある。それが、人間の行爲の一般的自由を制限する時でも、又はそれが、ある一人の人、或はある一階級の人々の特權を剝奪する時でも、又その特權が、他と比較して不釣合な時でも同じ事である。何となれば、平等公平なるべしといふ事は、先天的に定められた原則であるからである。公安のために必要ならざる限り、束縛を加へてはならぬ。そして、法律は道德的に或は政治的に積極的な證據の下に不公平が必要でない限りは、公平無私なるべしと云ふ事は始めから定つて居る。しかし乍ら私が今發表しやうとして居る様な意見を持して居る人々は、以上擧げた様な、證據を擧げる事に關する規則が適用されるならば、極めて有利な立場に立つ筈であるが、事實はそう行かない。即ち、男性には支配する權利があり、女性には服従する義務があると云つたり、男性は政治に適し、女性は適しないと云つ

たりする人は、「かくく」の事がある」と主張する所の肯定的の側に立つて居るのだから、それを主張する爲には、積極的の證據を擧げる要がある。然らずんば其主張を否定されても仕方がないぞなどと云つて、力んで見ても證がない。又、男性に許された特權或は自由を女性に與へないのは、即ち自由を否認し不公平を薦めるのだから二重に不合理である。だから之を主張する人々は、嚴密に審査されねばならぬ。で、一點の疑を存しない程に、彼等に證據のない限は、彼等は審判に敗れたものと云ふべきである。と私が云つた所で始まらぬ。これ等の抗辯は普通の場合ならば立派に通るが、この際はち話にならぬ。私の言説が多少たりとも、人々の耳目に印象を残さんが爲には先づ反對者の凡ての言説に答へねばならぬのみならず、彼等が云ふであらう所の凡ての言説を想像せねばならぬ。——即ち彼等の様々の理由を發見し、併せて、その凡ての理由に答へねばならぬ。——そして、「かくく」であると主張する「凡ての議論を反駁するのみならず、かくくでない」と證明するために動かすべからざる積極的論

據を示さねばならぬ。もし私が、これ等の事をなしとげて、反對論者は私の議論に對してグーの音も出さず、しかして私は反對論者の議論を完膚なき迄に反駁したとしても、大した効果は擧らないのである。何となれば、一方に於ては一般の習慣によつて、又他方に於ては一般人の強い感情によつて支持されて居る事柄は、立派な物だと認められて居るから、それは理論でもつて、人々の理智に訴へた結果生じ得る様な確信よりも力強いものである。但しその人の理智が非常に秀れて居る場合には、自ら別問題である。

四

私がこれ等の困難を並べ立てたのは泣言を言ふ爲ではない。この際、泣言は無要である。これ等の困難は、人々が感情上並に實踐的傾向上に敵意を持つて居るに拘はらず、彼等の理智に訴へんとする時には、極つて逢着する困難である。で、彼等が充分

に理論を了解するの明を有し、彼等が教育せられて來た實踐的原理即ち、現在の社會状態の礎となつて居る實踐的原理でも、論理的に反駁せられたが最後、それを放擲して顧みない様になる迄には、一般人の理智が、モット／＼開發せられねばならぬ。だから私は彼等が理論に信を措くこと餘りに少なく、習慣や一般人の感情に信を措くこと餘りに多きを咎めない。十八世紀時代には人性の中にある理智的要素に誤謬なしとせられて居たが、十九世紀に入つてからは、非理智的要素こそ、誤謬なしとせられて居る。譯者曰。これ即ち十八世紀の主智的傾向に反抗して起りし十九世紀初期の浪漫的傾向を意味すこれぞ十九世紀に於ける、十八世紀に對する反動運動の顯著なる偏見の一例である。我々は、理性崇拜に代ふるに本能崇拜を以てした。我々は我々の内心に潜み、しかもその合理的根據を發見するに困難な物は、皆之を本能と呼ぶ。この崇拜は理智崇拜よりもズツと墮落したもので、現時の迷信の中樞であり従つて最も有害な物であるが、これは恐らく健全なる心理學が起つて、或はネーチニア自然の志向として或は神の託宣として尊敬せられたものの真相を曝露する迄は倒れな

いであらう。で、當面の問題に關しては、世に偏見あるがために、私は己むを得ず不利な地位に深く立つ。習慣や感情が、凡ての時代を通じて不健全な所に發生し、寧ろ人性の暗黒面に源泉を發して居る事が認められる迄は、私の理論がそれらの確立した習慣や一般人の感情に對しては、三文の價值もない事を承認する。私の裁判官が收賄して居た事を示す迄は、私は裁判に敗れた事を自認して置く。一見私は大きな讓歩をした様に見えるが、實はそうではない。何となれば、こんな事を證明する位は朝飯前だが、もつと困難な問題が色々あるからである。

五

一般的に實踐されて居る事柄は、それが現在、若くは少なくとも過去に於て、立派な結果を産んだのであらうといふ強い推測を生じる。で、この事柄が、かゝる立派な結果を産むための手段として最初採用されたか、或は其の後維持され、そしてその立

派な結果に最も有効に到達する事のできるやうな様式を實驗してそれに立脚して居る場合には、以上云つた事は眞である。もしも男性の女性支配が、最初その確立に際して、社會の秩序維持の様々な様式を、仔細に比較研究した結果であつたならば、又、もしも様々な社會組織の様式を試みた後——即ち男性の女性支配や、兩性の平等待遇や、これに色々加減乗除を加へた各種の社會組織を試みた後——經驗に照らして、女性が全然男性に隸屬し、何等公共事業に従はず、個人としては彼女が運命を共にした男性に服従すべき法律上の義務を有するといつた様な組織が、最も多く兩性に安寧幸福をもたらすといふ事が決定されたのであつたならば、それを一般的に採用する事がその當初に於ては最善であつた事の證據になると云つても不合理ではない。よし、その必要な理由が、他の幾多の原始時代の社會的事實と等しく、後幾多の年月を閱するに從つて、消滅してしまつた場合でもかまはない。しかし、此場合の事情は、あらゆる點に於て、その反對である。まづ第一に、現今の弱き女性を強き男性に屈從せしめる制

度を擁護する説は只空論に過ぎない。何となれば、未だ嘗て他の制度が試みられた事がないから、從つて、空論と反對の意味に於ける經驗は、此場合、ちつとも男女不平等待遇の理論の構成にあづかつて居ない。第二に、此の不平等の制度が採用されたのは、決して熟慮の結果でも、先見の結果でも、社會的觀念の結果でも、又は人類の幸福や社會の秩序を産むやうな、いかなる思考の結果でもない。それは單に次の様な事實から起つた。即ち、人類社會の黎明時より、凡ての女性が（男性が女性に賦與した價値と、女性が筋力に於て劣つて居た事の結果）男性の何者かに隸屬して居たからである。法律及政治學説は凡て、已に各個人間に存して居た關係を承認して生じた。それ等の物は單に物理的事實にすぎなかつた物を、法律上の權利に變更し、それに社會の承認を與へた。そして、不規則にして亂雜な腕力の争闘の代りに、此等の權利を主張し擁護する公共的な組織的な手段を置き換へた。かくて、已に服従を餘儀なくせられて居た女性は、こゝに至つて法律的に服従を命ぜられた。で、單に主人と奴隸間に於ける

腕力の關係であつた奴隸制度は今や法律上の關係となり、主人間に於る契約事項となつた。そして主人達は、相互保護のために一團となり、協力して各人の個人財産并にその奴隸に關する保證を得た。古代に於ては、男性の大部分と女性の全部は奴隸であつた。かくて幾多の年月を経て人類社會は漸く高き文明の域に達したが、思想家中人として、男性或は女性の奴隸を置く事が正當であるや否や、又それが絶對的に社會に必要であるや否やに關して疑問を發した者がなかつた。しかし、漸くかゝる思想家が生じ、社會の進運も又之を促して、男性の奴隸は少くとも歐洲の基督教國では（其の内の一國ではやつと數年前）遂に廢止せられ、女性の奴隸も漸次依^{デペンデンス}屬と云つた様な穩和な形式に變つて行つた。しかし、現状のまゝでは、この依屬關係は、正義と社會的得策を念頭に置いて新しく定められた組織ではない。人類の一般狀態を和らげ、凡ての人間の關係に正義と人道を與へた所の同一の原因によつて、絶えず補整されては來たものゝ、元を糺せば、奴隸制度といふ原始狀態の連續に過ぎぬ。只その動物的

な源泉の匂^{ニオイ}が無くなつた許りである。だから、只その事柄が現存して居るといふ事丈では、それを是認する事は出來ぬ。そのたつた一つの立場は、同じ様な忌はしい源泉から發生したものが悉く消滅したのに、それ丈が今まで續いて來たと云ふ事丈である。そして、今までそれが存して居る許りに、俗耳には、兩性間の權利の不平等が、弱肉強食の理法から出て居ると云ふ事が異様に聞えるのである。

六

私の云つた事が偏痴氣論^{ビョウシキロン}に聞えるのは、多少たりとも文明が進歩し、人類の道徳性が改善された爲である。我々英國國民は——即ち世界中で一二を争ふ文明國の國民である我々は——一見、弱肉強食の理法が、社會齊整の原則としての力を失つてしまつた様に見える國家に住んで居る。何人もその理法を主張しないし、又何人も人類間の關係に於て、それを實行する事を許されない。で、もし何人かが其の理法を仕遂げるにし

ろ、それは一般社會の利益を念頭に置いての事である様な顔をして仕遂げるのである。社會の外観だけは、かくの如く立派であるから、人々は、弱肉強食の理法は消滅して終つた。だからその理法が、現今迄立派に存續して居る事柄の存在理由である筈がないと思つて居る。随分いゝ氣なものである。彼等は思つて居る。現今の社會組織がいかなる原因によつて起つたにしろ、それが此の文明時代迄も存續して居るのは、全くそれが人性に適合し、社會善を産むといふ立派な根柢があればこそだと。彼等は強き者に權力を與へた時には、その組織がいかに永く存續する物であるかと云ふ事實を忘れて居る。かゝる時にはその組織は容易に倒れないものである。權力者の善惡様々の性向が、その存置に全力を盡す。かゝる惡制度の壞滅には長年月を要するのであつて、その壞滅が始まるにしても、先づその諸制度中最も力が微弱で、日常生活の習慣と最も無關係なものから始まる。かくて、最初腕力でもつて、かち得た權力がその權威を失うるためには、先づ腕力がそれに反對する人々の側に移る必要がある。しかるに腕力

が男性から女性の方に移つて行く事は、到底想像する事も出来ない。この事實が此特殊な場合の諸多の特有な事情と相俟つて、この腕力の上に築き上げられた權利關係が、よしその最も強猛な一面は、他の關係に於てよりも早く失つたとは云へ、最も永く存續する事を最初から決定して終つたのである。だからあらゆる社會關係中で、腕力がその基礎となつて居る此唯一つの場合が、均等公平と云ふ事に基礎を置いた社會組織が確立してからも幾百年と存續して、現代の法律習慣に於てたつた一つの例外となつて居る事に不思議はない。で、この惡制度は、その源泉が摘發され、その真相が曝露される迄は、毫も近代文明と矛盾する物だとは感ぜられない。これ宛かも古への希臘に於て希臘國民が自からを自由なる國民と感じ乍ら、奴隸制度を存置して、しかも矛盾を感じなかつたのと同じ事である。

七

事の此處に至つた原因は、人々が七八十年この方人類の原始状態がどんなものであつたかを、忘れて終つた事に基因して居る。で、只仔細に歴史を考察した者及び、原始状態の今尚ほ存する國々を屢々遍歴したもののみが當時の社會状態を想像する事が出来るのである。人々は古代に於て、弱肉強食の原理がいかにこの世に行はれ、いかほど公然と行はれて居たかを知らぬ。私がかう云つても、私が冷血動物だとか恥知らずだと思つて貰つては困る。私が、かゝる原始状態が恥づべきものだと思つて居ることは、私の語調にも表れて居ることだと思ふ。しかも、この考へはこの幾千年間に於て、聖賢の人或は哲學者を除いては、何人の念頭にも浮ばなかつた。歴史は、人性の殘忍なる經驗を示して居る。昔時にあつては、各階級の人々の生命財産及あらゆる現世の快樂に歸因する尊敬は、それを強制し得る權力に準ずる物であつた。武力を擁する權力者に反抗する人々は、いかほど憤慨したにしても勝味はなかつた。何となれば、弱肉強食及諸多の原理が儼として存在するのみならず、又彼等は實に社會的義

務の觀念に反する者と思はれて居つたからである。で、これを權力者の眼から見れば、これ等の反抗者は罪人であるは云はずもがな、最も重大なる罪人であるから、これを最も慘酷な刑罰に處した。權力者が、下級者の權利を幾分かでも認める様になつたのは、彼の便宜上よりして下級者と或る契約を結んだ時からの事であつた。これ等の契約は莊嚴な儀式を以て締結されたのであるから、(長年月の間にはつまらない原因で破られたことがあつたにしろ)餘程の極悪人でない限り、これを破つた時は良心に恥ぢたに相違ない。古代の共和國の多くは、その當初に於て、或る相互契約の下に成立し、腕力の均等な人々が集つて形成したものであるから、これこそ、人類間の關係が確立し弱肉強食より以外の理法によつて所理された最初のものと言ふべきであらう。尤も弱肉強食の舊法は、市民と奴隸間には未だ盛んに行はれ、(特別の法理で制限されない限は)國家と人民並に他の獨立國間にも行はれたが、とにもかくにも、この蠻風がなくなつたのでこゝに復び人性が蘇生よみがへつた。かくて人間の道德感情が産れたのだが、こ

の道德感情は、經驗に照らして物質的利益にも效能があることが解つたので、以後、人生より消滅する事がなかつたのみか益と奨励されることになつた。で、奴隸は國家の一員とは認められなかつたのであつたが、自由國では始めて彼等にも人權が認められた。私の信ずる所によれば、(猶太法規は例外として)人間が奴隸に對して道德上の義務を負ふことを最初に教へたのはストア學派の哲學者であつた。基督教が行はれて以來は、何人と雖も理論上この事は否定しなかつたし、又正教會設立以來は、それを力説する人も少くはなかつた。しかし、それを強制する事は基督教にとつて至難の事業であつた。一千年間以上も教會はそれを主張してゐたが、何等見るべき効果が擧らなかつた。これは決して人心を支配する權力が教會になかつたが爲ではない。その權力は寧ろ絶大なもので、王侯と雖もその貴重な財産を教會に寄進した。幾千の人々は、青春と現世の快樂とを捨て只未來の安樂を望む一念より、修道院に籠つて、困苦斷食祈禱を事とした。幾千萬の人々は、亞細亞歐羅巴の海山越えて、聖地救済のため

に命を墜した。幾多の國王は最愛の皇妃をも、教會が七等親(我々の計算では第十四等親)に當ると云つたがために、之を棄てた。教會の威勢はかくも盛んであつたが、しかも人間間の争鬭及び耕奴(甚だしきに至つては市民)の虐待を防止する事は出来なかつた。教會は、軍閥者間の暴力征略者の暴力を阻止することができなかつた。彼等の天運盡きて更に優力なる暴力によつて強制せられざる限りは、暴力を振ふ事を已めなかつた。帝王の權力漸く加はるや、こゝに始めて帝王間若くは帝位を望む人々の間以外には争鬭が已んだ。武力あり金力ある市民政治が中世の都市に起り、市民の歩兵が戰場に於て訓練なき騎士よりも優力なことが證せられるに至つて、始めて貴族の市民及農民に對する暴政が、制限を受くるに至つた。しかも此暴政は、その治下にある者が漸く權力を加へ、往々見事に復讐を加へた後迄も永く已まなかつた。そして大陸に於ては、それは佛蘭西革命の時迄も残つて居た。しかし、英國に於ては夙に民本制が採用され、公平な法規と自由なる國家組織が確立した。

人類生じてこの方長年月の間は、弱肉強食の理法が、一般行爲の公則であつて、他の理法は或る特別の關係から起つた特殊な例外の場合に過ぎなかつた。一般社會の事件が外觀だけでも、道德律によつて處理されるに至つたのは極めて晩近の事である。暴力の理法以外には何等根據なき制度習慣が、公論の尊ばれる國家并に時代に迄も存續して居た。で、もしもかゝる惡制度惡習慣が今始めて確立されたのならば、輿論がとつても之を承知しないであらう。しかし人々はこれらの事柄を、チツとも考へも思ひ出しもしない。三四十以前迄は、英國に人身賣買に關する法規が存在して居た。又、今世紀(譯者十九世紀)に入つてからでも、奴隸を誘拐した揚句の果は、文字通に、死ぬ迄こき使ふたのであつた。この弱肉強食の原理の極端な例を見たならば、弱肉強食の其他の形式を寛恕する人でも慄然とするだらうし、又公平な立場から見ると人は誰でも義憤を

發するだらうが、しかも、これは文明國で基督教國である我が英吉利の法律であつたので、今尙人の耳目に新らたなる所である。又アングロサクソン人の住する亞米利加洲の一半に於ては、四五年以前迄は、奴隸制が存續して居つたのみならず、奴隸國間に於ては奴隸賣買及奴隸たるに必要な訓練が公々然と行はれた。(譯者——これ即ち一八六〇年南北戦争以前に於て米國に於ける奴隸の狀勢であつた)この奴隸制に對しては、他のいかなる弱肉強食慣行の場合に對してよりも、人間の道德性は強い反感を持つて居たし、又少くとも英國に於ては、感情の上から云つても又利益の上から云つても、これに同情する者はなかつた。何となれば、奴隸制存置の動機は、公然にして純然たる貪慾心から起つて居るし、それによつて利益を受くるものは國民の一部分に過ぎなかつたから、自身利害關係を有しない人々は、自然、それを甚だしく嫌惡したのであつた。以上の様な極端な例を挙げた以上、他の例を擧げるのは無用だが、まあ、專制政治の長く續いた事を考へて見るがよい。現代の英國に於ては、軍閥の專政は弱肉強食の原理の一例で、他に何等の原因若くは

存在理由を持つて居ないと云ふ事は、一般人の確信する所である。しかし、英國以外の歐洲列強國に於ては、それは今尙存在するか、さなくば、やつと廢止された許りである。そして今尙ほ、それに加擔する人々が、各階級特に高位顯官の間に多い。かく專制政治は普遍的なものではないにしろ、立派に存立せる權力である。しかし、專制と正反對な制度が、立派に、いかなる時代にも存在し、しかも、それは常に最も光輝あり隆盛なる國家が採用して居たのであつた事を考へたならば、專制政治の現今までも存續せる事は、誠に驚くべき事柄ではないか。で、專制政治の場合に於て又、この專權を掌握するもの及びその專權に直接に與^{ヨツカ}るものは唯一人で、其治下にあつてそれが爲めに苦しむものは萬人である。かゝる束縛は、王位にあるもの若くはそれを繼承するもの以外には、自然的に又必然的に屈從を強ひるのである。以上擧げた様々な例と男性の女性支配とには、何處に違つた所があるだらうか。私は、濫りに問題の正否を憶斷するものではない。只私は女性支配がたとへ正當な事ではなかつたにしろ、他の專

制よりも永く存續するに相違ないことを示さうとするのである。そして、他の專制すら現代迄も續いて來たのであるから、これが永續する事に不思議はないと云ふのである。で、權力を所有して誇を満足させ、又その權力を行使して利益を得るといふ事が此の場合では、或る特殊階級の人々に限つた事ではなくて、男性全部に共通なことである。それは、それを擁護する人々に、單に抽象的に望ましい事であるに止まらない。或は又、政黨が達せんとする政治的目的の如くに、その領袖以外には大した關係のない様な事でもない。それは實に、凡ての一家の家長並に未來家長たらんとする凡ての男性にとつて、深甚の關係ある事柄である。田夫野人と雖も王侯將相等しく、その權力を行使し若くは行使せんとしつゝある事柄である。そしてこの場合には、權力を熱望する念が殊に深い。何となれば、この場合權力を有する者はそれを、彼に最も親しく、生涯の苦樂を共にし、最も密接なる利害關係を有する者の上に振はんことを熱望するのであるからである。そして、この場合に於ては、その者が彼の權力の支配を

脱する様な事があつては、彼の面目に甚だしく關係するからである。以前列擧した様な場合に於ては、權力は明かに暴力のみに立脚して居たし、その權力を支持する人の數も甚だ少ないものであつたが、しかも、その權力を倒すには、幾多の年月と困難とを要した。しからば、この兩性關係の場合に於ては尙更の事である。(尤もその基礎となつて居るものは、やはりあの暴力の原則ではあるのだが)。又我等はかう云ふ事も考へねばならぬ。即ち兩性關係に於ては、權力者は大變都合がよい、それに反抗することはまづ難しい。服従者(女)は凡て權力者(男)の眼前どころか、その掌中に生活して居る。服従者と權力者との關係は服従者相互間の關係より尙ほ深いから、服従者が結束して反抗する事は出来ない。たとへ一小部分丈でも權力者を抑へつける事も出来ないのみか、寧ろ服従者は權力者の甘心を求め、その怒を買はざらんことを、只之れ懼るといつた様な地位に居る。政治上の解放運動に際して、その首領が屢々賄賂若くは脅迫のために變節する事があるのは世間周知の事實である。女性の場合では、服従

者階級の各員が凡て收賄と恐怖の慢性病に罹つて居る。反旗を翻へす時には、その首領と徒黨の大多數は、あらゆる愉樂を犠牲に供し、一生の運命を賭して戦ふの覺悟がなくてはならぬ。兩性間の不公平なる關係に於ては、屈從を強ひられたものの頸に、鞭がピツタリと絡んで居る。私は未だ、この兩性關係が惡制度だとは云つて居ないのだが、苟しくも思ひを少しでも之に致す事の出来る人には、たとへこれが惡制度であつたにしろ、他の專制よりも永續するに不思議がない事は解つたであらう。他の惡制度が或る國では未だ存續し、他の國では漸く廢止された許りであるのだから、かくの如く深い根柢のある制度がどこかの國で、早くも搖いで來たなら、それこそ不思議千萬と云ふべきである。この制度に反對する言説や事實が割合に多くて、可成り重大に考へられて來たのは、寧ろ驚くべきことである。

九

或る人は、かう云ふ抗議を持ち出すであらう。男性の女性支配と、私の擧げた其他の専制の様々な例とを同一視するのは正當ではない。其の場合には明かに専制であり弱肉強食の結果であるが、兩性關係は自然であると。しからば私は反問する。古來未だ嘗つて専制が權力者に自然であると思はれなかつた事があるかと。古代に於て人間を少數の主人と多數の奴隸との二階級に分つた時があつたが、これが當時最も識見の高い人々にも、人類の自然な——唯一の自然な状態であると思はれて居た。才名一世に高く、人間思想の發達に資する事多大であつたアリストートルでさへ、此の様な意見を何等の疑ひなしに抱いて居た。そして、その意見の前提となつたものは、人間には性情の差異があつて、自由なる性情と奴隸的の性情がある。希臘人は前者を有し、トラキア人や亞細亞人等の未開人は後者を有すと考へたのであつた。これやがて男性の女性支配を主張する人の常に口にする所ではないか。アリストートルに溯る迄もない。南部合衆國の奴隸使役者等は、人間がその感情を是認しその個人的利益を辨明す

る様な理論を見出した時には常に起す狂熱さを以て、この原則を高唱したのではないか。彼等は、白人が黒人を支配するのは自然であつて、黒人の天性は自由に適せず、奴隸たるに適すると云つて恬として恥ぢなかつたではないか。或ものゝ如きは、手工業者に自由を興ふるは天命に反するとまで云つた。又或る一部の學者は、常に専制政體を以て、唯一の自然なる統治組織とし、原始的自發的社會形式なる族長政治に端を發し社會成立以前に早く確立せし最も自然なる統治組織たる父權制に其の範を採つた物であると云つた。それどころではない。この點に關して他に辯疏する途を知らぬものは、弱肉強食の理法その物が權力を行使する事に對する最も自然な根據であると云つて居た。征服國民は被征服者が征服者に従ふは天の命ずる所であると云つた。或は又、もつと婉曲に、薄弱にして非戰的なる種族は、勇敢豪宕なる種族に屈從すべきものであると説明した。中世の人間生活に多少たりとも思を潛めたものは、當時の貴族には、封建君主が下級人民に君臨するは極めて自然の事であつて下級人民が彼と均等

の権利を主張し若くは彼に君臨するが如きは、極めて不自然なことに思はれたといふ事を發見するであらう。貴族のみならず實に屈從の状態にある下級人民までがそう思つて居たのだ。解放された農奴市民等も、その最も反抗を逞しうして居た時でさへ、決して統治に參與せうなどの考は持たなかつた。彼等は只其專制に多少の制限を加へんことを要求したに過ぎない。かくの如く一般に慣行されて居る事は自然に見へ、慣行されない事は不自然に見へるものである。女性が男性に屈從することは、普遍的な習慣であるからそうでない事の方が不自然に見へるのは尤もな話である。だがこの場合に於ても、人間の感情と云ふものが全然習慣に基いて居るものだと云ふことは他にその例が多い。もし、遠い國に住む人が始めて英國の話聞いた時、それが女王の治下に在ると聞いたなら、定めし驚く事であらう。殆んど信じ難き迄に不自然な事に思はれるであらう。しかし、英國人はそれに慣れて居るから別に不自然だとも思はない。しかし英國人でも女の兵士やら女の代議士があると聞いたなら不自然だと思ふに違

ひない、しかるに封建時代に於ては、女が軍事政治に參與しても不自然には見えなかつた。それは有り勝ちの事であつたからである。特權階級の女性が、豪宕な性質を有して、肉體力以外では、父にも夫にもひけを取らないと云ふ様な事も自然に見えた。女性の獨立と云ふ事も、希臘人には大して不自然にも思はれなかつた。アマゾン人(譯者—希臘傳
説の女護國)の傳説(これを希臘人は本當にあつた事だと思つて居た)が傳はつて居たし、現に不完全乍ら、スバルタに其の實例があつたからである。スバルタの女性は、法律上では他國と等しく從屬の地位にあつたが、事實上に於ては、遙かに自由で、男子と同じく肉體的の訓練を受けて居たに徴するも、女性が到底其の訓練に堪へなかつたとは思へない。疑ひもなくこのスバルタの話から考へて、プラトンは兩性の政治的並に社會的の平等待遇の學説を立てたのであらう。

+

或ものは云ふかも知れない。男性の女性支配は他の場合と異つて、弱肉強食の原理は働いて居ない。女性はその支配を甘んじて受ける。決して不平を言はない。合意の上で支配を受けるのだと。しかし乍ら私は言ふ。第一に多数の女性は、ちつともそれを甘受して居ない。女性に著作物によつて感情吐露の途みちが開かれて以來、これが、社會が女性に許した。たつた一つの真情吐露の方法であるのだが、彼等の現在の社會的地位に對する不平の聲が、益々加つて來る。最近に於ては、數千の女性は、社會的名聲ある婦人を其の頭目に仰いで、參政權を議會に請願した。男性と同種同等の教育を受けんとする女性の要求は、日増しにその熱度を加へて來る。そしてその要求の容れられる見込は充分に立つて居る。又從來女性に閉ざされて居た諸職業の途みちの開放の聲も、年々に高くなつて行く。英國には未だ合衆國の如く、婦人權要求の爲めの定期會議や黨派組織などはないけれども、參政權獲得のみを目的とする幾多の生氣潑刺たる協會が起つて、女性により組織せられ且つ事務を執行されて居る。女性が、多少とも

結束して其無資格に抗議し始めたのは、何も英米二國に限らない。佛蘭西にも、伊太利にも、瑞西にも、露西亞にも同様の叫びが起つて居る。世に幾何の女性が、密かに同様の希望を抱いて居るかと云ふ事は、こゝで斷言出来ないが、しかしもし女性が今の様に、女性の淑徳に反するの故を以てこの希望を抑制する様に用心深く教育せられて居なかつたならば、その希望を抱いたに違ひないと云ふ事は斷言が出来る。又いかなる服従者階級の者と雖も、最初から完全なる自由を要求しなかつたと云ふ事は記憶せねばならぬ。あのシモン、ド、モンフォールが、始めて議會に下院議員を召集した時には、何人と雖も、この選舉民等によつて選出された議會が内閣の生殺與奪の權を有し、國政に關して國王に指命せんことを要求しやうとは夢想だもしなかつたであらう。この様な事は、その最も大膽な者と雖も空想しなかつた事である。で、貴族等は早くからかゝる抱負を持つて居たのだが、下院議員等は只その苛酷なる徵税を免れんとし、併せて君側を清めんとしたに過ぎない。祖先代々から、權力の下にある人は、

最初はその權力そのものを攻撃せずして、只その無法なる行使を攻撃するのみである事は政治上の原則である。夫の虐使をこぼす女性が絶無であるのではない。もしも、不平をこぼすことが、夫の虐使を重ね且激しくする原因中の最も強いものでなかつたなら、不平をこぼす女性は、數限りもなくあるはずだ。しかるにかゝる理由のために、夫の權力も維持しつゝ一方に於て女性がその權力の濫用を受ける事を防がうとする凡ての努力も其甲斐がないのである。外の場合では、(尤も子供の場合は除いて)苟くも合法的に傷害を受けたことを證明されたものが、再びその傷害を與へた犯人の腕力を受ける恐れのある所へ置かれる事はないのである。しかるにかゝる事情の存するが爲に、妻はその身體の虐使が、極端に激しく且長年月に渉る場合に於ても、彼女を保護せんがために作られた法律に訴へることをしない。そして、制しきれぬ様な怒憤に驅られるか、或は他人の勸告に依つて法律に訴へた時でも、容易に虐使の狀を吐露せず、出來得べくんばその横暴なる夫が當然受くべき刑罰を免除せられんことを請願

するのが常である。

十一

社會的若くは自然的の様々な原因によつて、女性が結束して、男性の權力に反抗することは、到底出來ない相談である。女性は、他の凡ての服従者階級とは全然其の事情を異にして、その主人は行爲上の奉仕以外のもの迄も要求する。男性は女性から、單に服従を要請するのみならず、その愛情をも要請する。凡ての男性は、最も動物的な人間を除いて、彼に最も密接の關係ある女性が、いや／＼乍ら奴隷になつて居る事を喜ばないで、甘んじて奴隷になる事を要求する。即ち、奴隷である許りでなく、嬖臣フェボリットである事を欲する。だから男性は、女性の心を束縛せんがために、あらゆる手段を講じて居る。他の奴隷の主人は、その權力を維持する爲には、彼の恐怖心に訴へる。その恐怖心は、主人に對するものか、或ひは、神に對するものである。女性の主

人は、單なる服従を要求するのではないのだから、教育の全力を傾注して、彼の目的貫徹に資する。凡ての女性は、幼時早くも、彼女の理想的性格は男子のそれとは正反對であつて、自我の意志力を高唱し、しかもそれを自制で以つて管理することではなくて、服従及他人の管理に従ふ事である事を信ずる様に教へ込まれる。凡ての道徳は、彼女が他人のために生活する事が義務であると教へ、凡ての世間感情は、それが女性の天性だと教へる。全然彼女自身を滅却して、愛情にのみ生くべきであると教へる。こゝにいふ愛情とは、彼女が結婚した男性に對するものと、(彼女とその夫との關係に所屬した物であつて、その關係を益々密接な物にする所の) 子供に對するものの意味であつて、其の他の愛情は許されないのである。で、以下の三つの事を綜合して見ると次のやうな事になる。第一、兩性間には自然的な愛情有すること。第二、妻は全然夫に依屬する。彼女の有する凡ての特權並に快樂は夫よりの賜物であるか、或は夫の意志によつて全然左右されると。第三、人間の行爲思考の主なる目的物、及社會的功

名心の凡ての目的物は、皆、夫の手を経て彼女に與へられる事。以上三つの事を綜合して考へると、男性の心を喜ばせると云ふ事が、女性教育及品性陶冶の主要目的とならなかつたならば寧ろ不思議だと云ふとが解る。かくして、女性の心を支配する手段が講ぜられたものだから、男性の本能たる利己心は、いやが上にも毒爪を逞うして、遂には、女性をいつまでも屈從させる手段として、溫和、貞順、及び自己の意志を全然男性の手に委する事こそ、性的誘引アトラクティブネスの主要部分であると教へ込んだ。己に人類が、見事破壊して終つた他の束縛にも、もしこれと同様の手段が存在し、人心を抑壓するために絶えずその手段が用ゐられて居たなら、その束縛が今尙ほ存續して居た事は疑ひがない。もしも、凡ての若き市民の生存の目的が貴族の甘心を求むることになり、又凡ての若き農奴のそれが領主の甘心を求むることにあるとせられて居たならば、又、もしも貴族領主と共棲し、その甘心を得ることが市民農奴等の努力して獲得すべき賞與であり、彼等の中で天分豊かで功名心の高いものは、一等、立派な賞與が得ら

れると云ふ事になつて居たならば、そして、彼等がその賞與を獲得した時には、眞鍮の城壁の中に閉ぢこめられて、貴族若くは領主に利害關係のない事を考へたり、又は彼等が與へるか教へるかしない事を感じたり望んだりすることを禁ぜられて居たならば、農奴や市民と、領主や貴族との懸隔は、今日に於て男女の懸隔の如く甚だしかつたであらうと云ふことは容易に想像される。又、希世の思想家でない限りは、この懸隔は、人間の天性に於ける根本的な不變的な事實であると信ずるに相違ない。

十二

以上私の論述した所に依つて、習慣といふものは、その如何に普遍的なものといへども、女性を政治的並びに社會的に男性に屈從せしめる事を是認するが様な、何等推定すべき理由を生じないし、従つて又、そのやうな偏見を生じては不都合だといふは明かになつた。しかし、今や私は一步を進めて、歴史の示す所も又進みゆく人間社會

の傾向も、この兩性間に於ける權利の不平等を是認せざるのみならず、激しくこれを非認するものであることを主張し、又併せて今日に至る迄の人類進歩の全道程も、近代の傾向の全潮流も、凡てこの問題に關しては、過去の遺物は未來と牴觸するが故に、必然的に消滅しなければならぬと教へるのだと主張する。

十三

で、近代社會の特徴は何んであるか。近代の社會組織、近代の社會觀念、近代の生活其物と、過去の時代のそれらの物との主要な差違が何處にあるのかと考へて見る。それは即ち、人間に、生れ乍らの社會的地位があつて、その生れ乍らの地位に束縛せられて、身動きが出来ないと云ふやうなことはなくて、彼の望むところに従つて、その目的を達せんがためには、その才能を發揮し、又好機を捉ふるの自由を有すると云ふ所にあると私は思ふ。古代の人間社會はこれと全然異なる原則の下に組織せられて

居た。凡ての人間は、生れ乍らにして或る一定の社會的地位を有し、法律は又その地位に一生止まることを命じ、それから脱出する手段を凡て禁じた。宛かも人間に、生れ乍らにして、白色人種、黒色人種の差異あるが如く、當時に於ては、或者は生れ乍らにして奴隸であり、或るものは生れ乍らにして、自由民、市民であつた。或るものは生れ乍らにして貴族であり、或るものは生れ乍らにして平民であつた。或るものは生れ乍らにして封建君主であり、或るものは生れ乍らにして庶民であつた。奴隸若くは農奴は、自由民になることが出来なかつた。主人の許可を得ずしては自由になることが出来なかつた。多くの歐羅巴諸國に於て、平民が貴族になることが出来たのは、中世紀の終りに於て、その法律上の權利が増大した結果であつた。又貴族間に於ても、長子は生れ乍らにして父祖の領地を獨專的に承継することが出来た。父が長子を廢嫡することが立派に制定されたのは餘程後のことである。工業者階級に於ては、生れ乍らの組合の一員であるか、又は組合員の賛同を得てその一員となつたものゝ外は、そ

の一定の地方に於ては、合法的にその職業を営む事が出来なかつた。又何人と雖も、當時重要視された職業は、法律に依るに非ずしては——即ち公式に規定された手續に依るに非ずしては、之を営むことが出来なかつた。手工業者が、新しく改良された方法でその職業を営むが如きは、その許されざる所であつた。近代歐羅巴に於ては、(し)かして、近代の進歩に參與した國々に於ては殊に、(し)全然正反對の原則が行はれて居る。政府も法律も、敢て、かく／＼の社會的或ひは工業的事業に、誰々は従事すべし。誰々は従事すべからず。或は、如何なる様式に於てその事業を遂行するのが、合法的であるかと云つた様な事は規定しない。これらの事は何等拘束なく、個人の自由撰擇に一任してある。勞働者は徒弟奉公をなすべしと云ふ法律も我英國では廢止された。徒弟奉公が必要なやうな場合なら、その必要のために誰でも已むなく徒弟奉公をするであらうから、それを何も法律で制定する必要はない。古い定説によれば、斷じて個人の自由撰擇に一任してはならぬ。個人の行爲は凡て出来得る限り識見高さ人々によ

つて規定されねばならぬことになつて居た。個人に一任したならば、彼は道を誤るに極つて居ると云ふのである。幾千年の経験の産物たる近代の信念に従へば、個人が自身直接に關與する事柄は、彼自身の權能に一任されねばそれこそかへつて道を誤るに極つて居る。だから、それを法律を以て規定する事は、他人の權利を擁護するがために必要でない限りは有害無益だと云ふ事になつて居る。かゝる結論に達するには長年月を要した。そして、これの反對説を、いかなる場合に當てはめても、必ず悲惨な結果を産むことが解つて、そこで始めて採用された結論なのだが、この定説は今や（工業界に於ては）文明國に於ては普遍的に行はれ、多少文明の餘澤に潤ふた様な外觀を有する國々でも、殆んど普遍的に行はれて居る。しかし、この説の主張する所は、決してどんな手段も同様に善いとか或ひは如何なる人も同様に凡ての事業に適して居るとか云ふのではなくて、只、個人の自由撰擇のみが最善の方法を探しだす手段であり、凡ての職業を其の最適任者の手に委ねる手段であると云ふのである。何人と雖も、只

腕力の強い人のみが鍛冶屋になれと云ふ法律を制定する必要は認めないであらう。自由競争と云ふ事が、充分鍛冶屋を腕力の強い人計りにする。何となれば、腕力の弱人は、もつと自分に適した仕事に従事する方が、ズツと利益だと云ふ事を自分で知るからである。此の原則が容認されてからといふものは、一般的な推定をして、或る人は或る仕事に適しないと云ふ事を、始めから決めて終ふのは權力の濫用だと思はれる様になつた。今やこの様な推定をすると、その推定は極つて間違ひだといふ事が徹底的に承認されるやうになつた。もしも、このやうな推定が、多數の場合にあてはまるやうなことがあつても——そんな事は先づ滅多にないが——少數の、それがあてはまらない例外の場合がある。この際には、人々が自分及び他人のために才能を發揮する路を塞ぐことになるから、常にその個人に不正であるのみならず、社會の發達を阻止する。しかるに、その人が眞に或る仕事に不適當なやうな場合があつても、全體として、人間の常行爲の動機が、その不適當な人がそんな仕事にたづさはつたり、それを

續行したりする事を、充分に防止するから安心である。

十四

もしもこの社會學、經濟學上の一般原則が眞でないなら、又、もしも各個人が彼を知れる人の意見の助けを借つても彼の才能及び職業に關する判斷では法律や政府に及ばないのであつたならば、世人は宜しくかくの如き原則を速かに棄て、自身無資格で凡て法律の拘束を受ける、あの古き制度に歸らねばならぬ。しかし逆に、もしもこの原則にして眞ならば、我々は、我々の所信に従つて行動すべきであつて、かの生れながらにして男子にあらずして女子である事、又生れながらにして白人にあらずして黒人である事、生れながらにして貴族にあらずして平民である事などが、或る一人の人間の一生の社會的地位を決定する、——即ち、それ等の人々が、それ以上高い社會的地位に昇ること、（及び少數のものを除いては）立派な職業に従事する事を禁ずるな

どと斷言してはならぬ。『現今、男性の獨占到に任せてある凡ての職業には、男性の方が遙かに適任であると云つた様な極端な議論を容認するにしても、下院議員たるべき資格を法律によつて設定する事を、不可となす議論を此處へ持つて來たならば、早判りがするであらう。もしも、十年に一度たりとも、選舉方法の現状が一人の適任者を除外する様な事があつたならば、その損害は多大である。しかるに、幾千人の不適任者を除外しても少しも利益はない。何となれば、選舉法の體様が、不適任者を選ぶ事を必要とするのであつたならば、その様な不適任者には事を缺かぬからである。』しかるに、凡て困難にして重要な事業は、之を成就し得るものゝ數は、たとへいかほど選擇の範圍を廓大しても、眞の需要を満し得る程に多くはない。だから、少しでもその選擇の範圍を制限する様な事があつたならば、不適任者が社會でのさばりかへる事を防止しないで、却つて適任者を社會から放り出すやうな結果になるのである。

現今、多くの文明諸國の法律制度に於て人を判断するに只其生れつきを以てし、その人が一生、或仕事にたづさはる事を禁ずるのは、女性の場合丈である。最も男性にも例外の場合はある。それは王位である。王位を繼承する人は、生れ乍らにして其資格を持つて居る。皇族に非ざれば、いかなる者と云へどもそれを繼承することが出来ないし、又その皇族といへども、皇室典範によるに非ずしては繼承することは出来ない。しかるに、それ以外の榮達顯職に至つては、凡ての男性に開放せられて居る。尤もその内の或る者は金力なくしては得難いが、一體金力と云ふものが誰が望んでもかまはないもので、又事實上幾多の下賤な生れの人がそれをかち得て居る。多數の人にとつては、幾多の困難があつて、幸運に乗ずるにあらずしては、その目的を達する事は難いが、しかも、いかなる男性と雖も、決して法律の拘束を受けては居ない。なる

程自然的な困難はあるが、法律や輿論によつて、その上に人為的な困難迄もつけ加へるやうなことはない。前に云つたやうに王位は例外である。しかしこの場合では、何人も其の例外なることを認めて居る。それが現代社會に於る一つの變則であつて、他の習慣原則とは異なるものではあるが、それが一種特別の便宜を有して居るか否か、尤もその便宜を重要視する程度は、各個人各國民によつて違つては居るが、何れにしても、事實上に於て便宜がある事は何人も認めて居る。それを是認しなければならぬことを認めて居る。で、この例外の場合に於ては、一つの社會的顯職が、或る重大なる理由によつて、生れ乍らにして、或る特定の人に與へられ、濫りに他人がそれを覬覦することを許されないのであるが、しかもこの場合に於てさへも、凡ての自由なる國民は、この例外を一般原則に調節せしめるとに努力して居る。即ち彼等は、この王位を有する人が、濫りにその王權を振ふ事を種々の公然たる條件によつて制限して居る。そして、事實上に於て國政を執掌する責任大臣の職は、丁年以上の男子で

あるならば、何人と雖もその職に就くことを法律上禁じられて居ない。故に、女性が只その女性に生れたといふだけの理由によつて、種々の官職に就くことを許されないが如きは、近代の立法に於ける唯一の例外である。全人類の半數を占める此の女性の場合に於ては、何人と雖も、生れ乍らの惡運のために、いかに努力しても、又いかにその境遇を改善しても、社會的顯職に就けないのだが、こんな例は他にないのである。宗教上の理由によつて、或る無資格が生ずる場合があるが、(それも今では、英吉利其他の歐羅巴諸國では概ね廢止されたが)それも改宗さへすれば榮達の途は開けるのである。

十六

かくの如く、女性の社會上に於る種々の不便宜は、近代社會組織に於る、一つの孤立した事實——その根本原理の唯一の反則である。即ち過去の思想習慣は凡て破壊さ

れて終つたが、たゞ一つこの影響する所甚だ廣大なる事件に關してのみは、過去の思想習慣が残つて居るのである。宛かもこれこの基督教時代に於て、古代野蠻人の崇拜した石標ドレン又は希臘神ジュピター、ゾリムピウスの大殿堂が聖パウロ寺院の境内に建てられて日々禮拜を受け、それを取り巻いて居る基督教會は、只、斷食、祭禮の用にのみ供せられる様なものである。この様な事は、全然近代の諸般の社會的事實と牴觸する。近代社會の誇たる迅速なる進歩は、凡て他のこれに類似する様な惡習慣を見事破壊し去つたのであるが、しかもこの女性の屈從といふ惡習慣のみは儼然として存續して居る。これは近代文明社會に於ける其他の制度と根本的に相反する。人類進歩の潮流を仔細に觀察する明のある人ならば、誰しも、この事を輕々しく看過しないであらう。この婦人の屈從といふことが、いかに悪いことであるかは、一見して明白である。で、よし習慣や慣例が、それを必要とすとも、それを多く顧みる要はない。ウンと私譲歩しても、立派にこれ丈けの事は云へる。即ち民本制と君主專制の何れを採るべ

きかと云ふ問題の如く、女性の屈從の當否といふ事も、とにかく一度慎重に考慮して見なければならぬ。

十七

私は少くともこれ丈の事は要求しなければならぬ。この問題を、現今存する事實及意見を基本として速断して貰つてはいけない。何等偏見なく、虚心坦懐に、正義並びに政策上の問題として、その得失を論じて貰はねばならぬ。しかして、其他人類諸般の社會的施設に於けるが如く、人類の傾向及その及ぼすべき結果を慎重考慮して、男女の別なく人類全般に最も有利であると思はれるやうな結論に到達しなければならぬと。そしてそれを論ずるに當つては、漠然とした一般論で満足する事なく、事物の根本まで立ち入つて論じなければならぬ。例へば、人類の過去の經驗は、現在の制度を是認するものであると云つた様な概論を基本として論じてはいけない。唯だ一つ男

性の女性支配といふ制度が今までにあつた丈で、女性の男性支配といふ制度はなかつたのであから、人類の過去の經驗によれば、どうかうのとは云へない筈である。もしも兩性間に於ける平等の原則が、只理論上のみの問題だといふならば、不平等の原則だつて、やはり、理論上のみの問題である。この問題に關して、男女不平等待遇に有理なる直接經驗とも云ひ得べきは、只人類がその制度の下に生存する事が出来て、現在見る様な進歩發達の階段に達する事が出来たと云ふ丈の事である。で、もしも人類がその他の制度を採用したなら、進歩がもつと速かで、もつと大きくはなかつたらうかと云ふやうな問題に關しては、經驗は何等我々に教へる所がない。反對に經驗は、人類發達の各階段は必然的に女性の社會的地位を一歩／＼と高めて行くものである事を示して居るので、今や歴史家哲學者は、全體として女性の地位の高下を以て、或る一時代一國民の文明を測定するための、最も確實な標準であると思惟するに至つた。人間發達の歴史を辿つたならば、女性の地位は、男性との平等待遇に益々近づき

つゝある事を知るのであらう。尤もこれ丈では、いつか男女の完全なる平等待遇の時が来るに違いないといふ證據にはならぬが、そう云ふ時が来るだらうと云ふ強き推定を生ずる原因にはなる。

十八

又、兩性の天性が、兩性に現在の職能地位を與へそれを兩性に適當なものとなさしめたのであると云つても駄目である。常識で判断しても、現在の男女の相互關係を見た丈では、何人と雖も兩性の天性を知つて居るとも、又知る事が出来るとも思はれない。もしも誰かが、男計りの社會か、又は女許りの社會を見たのであつたならば、又、もしも嘗て女性が男性に屈從して居ない社會が存したのであつたならば、兩性の天性に固有なる精神的又は道德的の差違がいくらか實證的に知れた事であらう。しかし、現今女性の天性と稱せられるものは、明かに人爲的なものである。一方に於て歴

制を強制し、他方に於て不自然な刺激を與へた結果である。かう云ふ事は容易に斷言が出来ぬ。他の服従者階級のいかなるものといへども、女性程にその支配者のためにその天性を毀損されたものはない。何となれば、被征服者や奴隸は、或る點に於てはもつと激しい抑壓を受けたにせよ、その桎梏の下に抑壓されなかつた所の性質は放任されて居たから、こゝにそれを發展せしむるの自由を得て、その性質自身の法則に従つて發展して來た。しかるに女性の場合では、その支配者の利益快樂のために、その天性の能力の或るものは絶えず温室や暖爐の人爲的な養育を受けて來た。かくて、女性の天性の或る一面は、この暖い雰圍氣の中で豊富な營養と灌水を受けたものだから、逞しい芽を吹きだして異常な發達を遂げた。しかし、その同じ根から萌え出した他の芽は、寒風のために吹き曝されたのみか、わざと氷を積み重ねられたので發達する事が出来ぬ内に、其の中の或物は、火を點けて焼かれて消滅した。男性は、迷蒙なる心を持つ人の常として、自分の仕業だとは夢にも思はず、慢然とかう思つて居る。

この木は自分でこんな風に成長したのだ。(と)ころで、實は、彼がそんな風に成長させたのだが)だから、もしもその木の、或る芽は湯氣風呂の中へ置き、或る芽は雪の中へ置かなかつたら、木は枯れて終ふだらうと。

十九

思想の進歩及び人生並びに社會組織に關する名論卓説を作出することを妨ぐるものの中で、その最大なるものは、人間の性情を醸成する境遇の影響と云ふものに關して、人類が全然無智で不注意なことである。人類の或る一部分のものゝの現状又は外觀を見て、直に人は、それを以て、彼等の自然的傾向の結果であると思つてしまふ。それが、彼等を取り巻いて居る環境に、少しでも目を注いだならば、彼等の現状を現在の如くあらしめた原因が明瞭に判明する様な場合に於ても然りである。ある小作人が、彼の地主に、小作料を滞納するのは彼が怠惰であるからである云ふ事から考へて、アイ

ルランド人は天性怠惰であると思つて居る人がある。憲法は、これを執行すべき任にある官憲が破毀した時には、これを破壊せられ得ると云ふことから考へて、佛蘭西人は、自由なる政體に適しないと云ふ人がある。希臘人は土耳其人を欺き、しかして土耳其人は、只希臘を掠奪した許りであると云ふ事から考へて、土耳其人は天性希臘人よりも眞摯であると云ふ人がある。そして、女性は政治に興味を有せず、自分の事のみを念頭に置くといふ事から考へて、社會の休戚と云ふ事に關しては、女性は天性、男性程に興味を持たないのだと想像する人がある。しかるに歴史の研究漸く進歩するや、以上の様な考へ方が誤つて居る事が解つた。歴史は、人間の天性は境遇に支配されることが實に甚だしいもので、最も普遍的で一般的だと見做されて居る人性の顯現も、境遇によつて、どうにでも變る事を吾等に示した。しかし歴史に於ては、宛かも旅行の際に於けるが如くに、人間は己にその心の中に持つて居た事丈けしか見ないものである。しかし、歴史を研究するものは、宜しく、己に心の中に持つて居なかつた事

實に迄も眼を注がねばならぬのである。

二十

故に、兩性の自然的差違は何處にあるかと云ふこの難問題——今の文明の程度では完全に正確な智識を得ることは困難なものだから多くの人は獨斷でお茶を濁して置くのだが、——この難問題に關して、殆んど凡ての人は、それを幽か乍らにも知り得る唯一の方法を怠つたり、輕んじたりして居るその方法と云ふものは即ち、心理學の最も重要な部分、即ち環境の性格に及ぼす影響の法則を、仔細に考察する事である。男女兩性の道德的及智的の差違が如何に大にして且つ一見絶滅し難きものであるにしろ、その差違が自然的な物であると云ふ積極的の證據にはならぬ。何處にも一點人爲的な所のない物のみが、始めて自然的な物であると云ひ得るのである。即ち兩性の凡ての特徴の内、その原因を教育又は外界の境過に歸し得るものを全部引き去つた殘餘

のみが、自然的な物と云ひ得るのである。或る人が、道德的并に智的生物としての兩性間に差違があると斷言するためには、(尙更ら、どこそこにその差違があると斷言するためには)、其の人は、性格形成の法則に關して、該博な智識を持つてゐなければならぬ。そして、何人と雖も、未だその智識を有つて居ないから、(實にこの問題程、その緊要なるに係らず、研究せられて居ない物は外にないが)何人と雖も、この問題に關し斷案を下す資格はないのである。現在に於ては只推定に倚たよるの外はない。こゝに推定と云ふのは、現在我々が持つて居る範圍内に於いて、この心理學の法則に關する智識によつて保證せられた所の多少ともに確かなる推定の謂であつて、これを性格の形成の場合に應用して、問題の解決に資するのである。

二十一

いかにして兩性間の差違が生じたかと云ふ問題は、しばらく措いて、いかなる差違が

現在存するかと云ふ極めて初歩の智識さへ、未だく粗雑で不完全なのである。醫學者や生理學者は、或る點迄兩性の肉體的差違を明かにした。これは心理學者には必要な知識である。しかし醫學者は心理學者ではないのである。女性の精神的特徴に關しては、彼等の觀察も常人の觀察も大して違はないから價值がない。この問題に關しては、眞にそれを知り得るたつた一人のものが——即ち女性自身が——容易に證言を吐かぬし、吐いた所で概ね偽證許りだから、何等決定的な事が解らない。馬鹿者の女性を知る事は容易である。馬鹿と云ふものは世界廣しと雖も、大抵似たり寄つたりな物である。馬鹿者の考へたり感じたりする事は、その人の居る界限の人々の云ふことを聞けば充分に解る。しかし、其の人の意見や感情が、彼の天性才能から發露するやうな獨創的な人の場合だと、そうでない。彼自身の家庭に住する女性の性格をすら、充分に熟知して居るやうな男性は滅多にない。で、私は女性の能力の事を云つて居るのではない。それは誰でも——我々ですら解らない。何となれば、女性はその能力を發

揮する機會がなかつたからである。私は、現在あるがまゝの女性の思想感情の事を云つて居るのである。多くの男性は、可成り多くの女性と愛情關係を結んだ故を以て、完全に女性を理解して居ると思つて居る。もしも彼れが觀察の明を有する人であり、又彼の經驗が、質に於ても量に於ても立派なものであつたならば、彼は女性の天性の或る狭い範圍——勿論重要な範圍だが——に就いて、いくらか知識を得たと云ふ事は出来るであらう。しかし、女性の天性の其の他の點に至つては、彼は他人よりも甚しくよく知つて居ると云ふ事は出来ない。反對に、彼は他人よりも無智である。何となれば、女性は愛情關係を結んで居る男には、彼女の天性の其の他の部分を注意深く隠すものであるから。で、男性が一般に、女性の性格を研究するのに最も都合のよいのは、彼の妻の場合である。第一研究の機會が多いし、完全に共感し合ふ場合が、そんなに稀でもないから。そして實に、これが此の問題に關して、價值のある知識を得る事の出来る唯一の源泉である。しかし、多くの男性は、かゝる手段によつて女性の性

格を研究し得る機会が、このたつた一つの場合しかないものだから、人妻の性質といふものはどんな物であるかを、彼の女性の一般観から類推するのであるが、これは馬鹿げた話である。このたつた一つの場合から研究の好資料を得んがためには、第一妻が研究の價値ある程立派な女性でなくてはならないし、又夫は優秀なる判断力を有するのみならず、その性質がそれ自身同情に篤く、又よく妻の性質と相和し、妻の心情を共感的直感でもつて悟り、妻をして心情を吐露する事を恥ぢしめる様な所の少しもない人でなければならぬ。かゝる密接な夫婦關係程、世の中に稀なものはない。多くの場合では、凡ての外面的事實に關しては、完全なる同情も共通な利害關係もあり乍ら、相互の内面生活に於ては、理解し合はない事、世の常の友人關係と毫も擇ぶ所のないと云つた様な状態にある。又眞の愛情に關しても、一方が支配し一方が屈服して居る様な有様では、完全に信じ合ふ事が出来ない。わざと隠すといふ譯ではないのだが、どうも遠慮して見せない所が多い。これに類似した親子の關係に於ても、同様な

現象が何人の目にも映るに違ひない。親子の關係に於て、双方互ひに眞に愛し合つて居るに係はらず、父が、その友人や同輩にはよく知れ渡つて居る子供の性格を、知りも悟りもしないのは世間にいくらもある例である。その理由は、目下めしたの人は、どうも目上めうの人に、充分眞實にうちとける事はできないからである。目下の者は目上の人の感情を害したり、信用を損ねたりせまいと心配するものだから、いくら磊落な性質のものでも、その人の美點計りか、或ひは、目上の人喜びさうな處ばかりを、しらすく見せるのである。だから、相互の完全な理解と云ふものは、親しい計りでなく、同等な人々の間にのみ存するものであるといふ事は斷言して差支へない。親子の關係に於ても尙ほしかり、況んや、一方が他方の支配の下に居るのみならず、凡てを夫の快樂のために犠牲にし、彼が心を喜ばせるものゝ外は、彼女の眞情を、夫に見せも感ぜもさせないのが彼女の義務だと教へ込まれて居る夫婦關係の場合に於ては尙更の事である。凡てこれら幾多の障害となる困難あるために、男性は一般に女性の性格を完

全に研究するに最も好機會を與ふる所の妻をも理解せず終るのである。もしも、我々が一人の女性を理解した計りでは、他の女性を理解した事にはならぬと云ふ事を考へたならば、又、或る人が、一階級一國の女性をいくら知つても、他の階級、他の國の女性を知つたことにならぬことを悟つたならば、又もしも彼がそれをなし得ても、それは只、或る一時代の女性であるに過ぎないことを知つたならば、我々は立派に次の様なことが斷言出来る。即ち、男性の女性に關する知識は、(過去の女性、現在の女性を知つたのみで、將來の女性と云ふ事に論及しないのであつたならば)それは甚だしく不完全で、皮相的なものであるが、これは、女性が自身で、語らなければならぬ所のものを全部語つて終はない限りは、現状のまゝで、いつ迄も女性の真相は知れないであらうと。

二十二

しかし未だその時期は至らぬ。又急にその時節が至る筈がない。追ひ／＼と其の機熟するのを待つ外はない。女性が、社會から許されてか、或は、異常なる文學的才能を具へて居る爲に、何かを一般社會に語り出したのは、未だやつと昨日の事である。女性の文學的名聲は男性に俟つものが多いから、未だいかなる女性も、敢へて男性が聞くことを喜ばないやうな事は語らない。最近に至るまで、男性作家の著作物と雖も、その内に異常な意見か、又は世人が脱線した感情と思惟するものを含む時は、今も昔も、いかなる待遇を受けたかを考へたならば、習慣と輿論とをその最高の規範とすべしと教へ込まれた女性が、彼女の天性の奥底を著書に發表するには、どんな困難が伴ふかといふ事を臆げながら推測することが出来る。彼女の國に於て、文學上顯要の地位を占むるに足る名著を後世に傳へた偉大なる一人の女性も、彼女の最も大膽な著作の巻頭にかういふ格言をつけ加へることを必要と感じた。(フランスのスタエル夫人いふ小その著書はデルファイヌと

説)「男性は世論を蔑する事を得ん。されど女性はそれに屈從せざるべからざるな

り」と。女性が女性に關して書く所は、概ね男性への追従にすぎない。それが未婚婦人の場合であると、それは只配遇を得る機會を多くすることを目的として書かれたとしか見へない。未婚既婚を問はず、多くの女性は甚しきに至つては、餘程の粗暴な男子でなくては望みも喜びもしないやうな屈從を説いて居る。しかし極く輓近に至つてかゝる形勢は一變した。女流作家は漸く大膽になつて來て、彼等の眞情を吐露するの風が生じて來た。不幸なことに、此の英國ではとり別けて、彼等自身が已に人爲的な人間であるので、その感情にも、自身觀察し意識したことは極めて僅少で、多くは他から教へられた聯想である。この様な現象は追ひ／＼少なくなつて行く事とは思ふが、社會組織が、男性と同様に、女性にもその獨創力の自由發達を許さない以上は、いつ迄も、その状態は残るであらう。そう云ふ時期が來たならば、來ない限りは、いつ迄も駄目だが、こゝに始めて女性の天性及諸般の事物をそれに適合せしむるに必要なることを充分に（耳で聞く計りでなく）眼に見る事が出来るであらう。

二十三

私は、現今に於て、男性が女性の天性を眞に理解する事を妨げる幾多の困難を縷述した。何となればこの問題に關しても、他の場合に於けるが如く、「大問題に關する多數者の意見は、即ち、迷蒙なる意見である」からである。眞にこの問題を、立派に考察する機會は少ないのである。しかるに多くの人はこの問題を完全に理解して居る様に思つて居るが、それは只だ獨りよがり、に過ぎないのであつて、何人といへどもそれは全然知らないのである。現在に於ては誰も、たとへ凡ての男性を一堂の下に集めて相談しても、女性にはいかなる職能が適當し、又いかなる職能が不適當であるかと云ふ法則を制定するに足る程の知識を持つ事は不可能なのである。しかし、幸ひな事は、かゝる知識は社會及び人生に於ける女性の地位に關する實際上の目的に對しては不必要なのである。何となれば、近代社會に含まれた凡ての原則に従へば、此問題は

女性自身の問題で、彼女自身の経験と彼女自身の才能とを働かす事によつて決定されるのである。或る一人の人、又は多くの人が、何が出来るかと云ふ事は、先づやつて見なくては判らない。誰か他の人が彼女に代つて、どんな事をすれば彼女の幸福になるか、又どんな事をすれば彼女に不幸を來すかといふ事を發見し得るやうな方法は全然ないのである。

二十四

たつた一つ我々が確言出来るのは、女性の天性に反するやうな事は、その天性を自由發揮さしても、女性は決してそれをするやうな事にはならないと云ふ事である。自然が、自分の職能を果す事が出来ないであらうと思つて、人間が干涉するのは誠にいらぬあせつかいである。已に女性が、うまれつき出来ない様な事を、禁ずるのは、餘計な事である。又女性が出来ても、その競争者たる男性には及ばないやうな事は、

自然と競争の結果女が負けてしないやうになる。女性のために、保護金・保護税を設けるのは不必要である。只、男性のための現在の保護金、保護税を撤回しなければならぬ。女の天性が、或る一つの仕事よりも他の或る仕事にむくのならば、法律や社會の教訓で女性の大部分に、そのむく仕事をやらせるなどの必要はない。何か或る仕事に、女性が盡力すべき必要があるなら、只女性に自由競争を許したならば、自然女性はその仕事を企てるやうになるに違ひない。そして、私の語勢でも推察出来るやうに、女性は、その最も適する仕事をするのが、最も社會に貢獻する所以なのである。で、その適する仕事を女にやらせたならば、こゝに始めて両性が相協力して社會のため盡瘁する事となるのであつて、多大の好結果を産むであらう。

二十五

男性一般の輿論は、女性の自然的任務が、妻たり、母たる事にあると云ふことにな

つて居る。私が「と云ふ事になつて居る」と云つたのは、事實から考へて、——即ち、現在の全社會状態から考へて、どうも、本當の輿論はその正反對であつたと思はれるからである。彼等は、女性の定められた自然的任務が、その天性に最も不適當な事だと思つて居たらしい。だから、もしも女性が何をしてしまふかまはないと云ふ事になつたならば、——もし他の生活法、即ち彼女の時間と才能の許す職業があつて、それが女性に開放せられ、それが彼等に好もしく思はれるやうな事があつては、今、彼等に自然だと云つて押し付けて居る仕事をしない者が澤山出るのであらうと、かう思つて居るらしい。もしもこれが一般男性の眞の意見であるならば、それを男らしく云つて終つた方がよい。だれかが、堂々と、次のやうな原理を述べるのが聞きたいものだ。(尤も、已に此問題に關する著作の中に、この事は暗に示されては居るが、「女性が結婚して、子を産むのは社會の爲に必要である。女性は強制せられなければ、それをしやうとしない。だから、彼等に強制する事が必要だ」と。かうすれば、この場合の得失が判然

と定る。これは、宛かも、南カロライナ及びルイジアナの奴隸所有者の口吻である。「綿と砂糖を栽培する事は必要である。白人は、これを産出する事が出来ぬ。我等が支拂ふ事を欲する給料では、黒人が仕事をしない。故に彼等を強制せねばならぬ」と。こんな論理は度々用ゐられた。で、それに或る一つの缺點がなかつたならば、今日に至るまでもその論理が是認せられた事は疑ひもない。しかし、この論理は、かういふ答をされると一言もなくなるのである。先づ黒人に勞力に相當する丈の給料を拂へ。もしも、彼等が他の雇主から受ける丈の待遇を與へられたならば、決して奴隸になる事はいやだとは云はないであらう。かう云はれたならば誰も論理的な返答は出来ない。只「そんなことはしたくない」と云つてお茶を濁す外はないのである。女性を強制して結婚せしめんがために、他に出世の道を塞ぐものは、黒人奴隸同様な言葉を以て攻撃されても仕方がない。彼等の言を言葉通りに取ると、彼等の意見は、つまりかういふ事になるのである。即ち男性が、結婚状態を女性に望ましい物にしないもの

だから、女性がそれを甘んじて承知しないといふ事になるのである。何人か誰かに贈り物をするときに、それがいやなら、何にもやらないと云つたのであるならば、たとへ、その人が贈り物を受けても、果して其の人の氣に入つたのかどうかは疑問である。此處に女性に均等なる自由を興ふる事を欲しない人の感情を知る手懸りがあるのである。彼等の恐るゝ所は、決して女性が結婚をいやがるだらうと云ふ事ではない。(確かに何人もそんな事を心配する人はない)。只、女性が結婚に於て、同等な待遇を受けたいと云ふだらうといふ事を恐れるのである。又、氣魄才能ある婦人が、結婚すると彼女の地上に於ける凡ての所有品を一人の男の手に委ねなければならぬから、結婚はいやだと云つて、もつと高尚な仕事をしたがるやうになる事を恐れるのである。もしも、婦人が結婚すると、きつとこんな嫌いな目を見なければならぬのだとすると、一部の男性の心配も、無理ならぬ事であるのだ。私は、確に、何か外の仕事が出る女性ならば、彼女を夢我夢中にさせる。制し難き衝動を受けない限りは、こんな

結婚なんぞはしないだらうと思ふ。その道さへ開けたならば、いくらでも立身出世の道はあるのだから。で、もしも男性が決然として結婚の法則は専制主義でなければならぬと云ふのなら、單に政策上の問題としては、女性に一生の方向の選擇の自由を興へないのは適當な所置である。しかし、もしそうなると、近代に於て、女性の心をその桎梏の下より脱せしめやうとした企ては凡て誤りだと云ふ事になる。女性には、文學的素養を興へてはならないのであつたのだ。讀書力ある女性は、況んや著述の出来る女性は、現代社會組織に反するものであり、又それを攪亂するものである。だから、女性に知識を興へたのは誤りで、女性は只妾であり、下婢であればよかつたのだと云ふことになる。

第二章 法律上に於ける性的不平等

七〇

この問題を仔細に論ずるに先立つて、先づ、以前からの話の筋道の順序上、我國、その他諸外國の法制が、結婚契約に附して居る種々の條件から論じ始めたいと思ふ。結婚は實に女性にとつては、社會から定められた到着點であり、そのために育てあげられた歸結點であり、又凡ての女性がそれを希望するやうに命ぜられて居る目的である。(尤も、男性が、その一生の伴侶として選ばないやうな容貌の醜い者にはそれは別問題だと云ふことになつて居るのであるが) 誰でもかう考へたならば、定めし結婚は女性に望ましい様に出來る丈けの方法が講ぜられて居るだらうから、女性は外の途が彼等にかけて居なかつた事を、こぼさずに、結婚するのが一等幸福だと思ふであらうと

考へる。ところが社會は、此の點に於ても、外の場合に於けるが如く、この目的を達するために、正常な手段によらずして、不正手段を弄して居る。漸く外の場合に於ては、この不正手段を弄することが事實出來ないやうになつたが、この男女關係に於ては、まだそれが残つて居るのである。もとく、女性と云ふものは、暴力で獲得されるか、或はその父が表向き夫に賣るかしたものである。歐羅巴の歴史に於ては最近に至るまで、父は結婚に際して娘の意志の如何を問ふ事なく、彼の思ひのまま意志のままに娘の處置をつける權力を有して居た。しかし教會はもつと高い道徳律に従つて、結婚式に際しては、女性から形式的に承諾の旨を答ふる事を必要とした。しかし乍らこの承諾は常に強制的のものであるとしか思はれなかつた。何となれば、事實に於て父が結婚しろと頑張つたならば、娘はこれを拒絶することが出來なかつたからである。で、もし強ひていやと云ふなら、娘は決心の臍を固めて身を修道院に投じ、宗教の保護を受くるの外はなかつた。いざ結婚したとなると、夫は古代に於ては、(勿論

基督教以前の話ではあるが、妻の生殺の權を握つて居た。妻は夫を法廷に訴へ出ることは出来なかつた。彼は彼女の唯一の裁判官であり、法律であつた。長い間夫は妻を離縁することは出来たが、妻は彼に對してこれに相當する權利を持たなかつた。昔の英吉利の法律に従へば、夫は妻の君主ロードと稱せられて居た。彼はその文字通りに彼女の君主と思はれて居た。だから妻が夫を殺すと弑逆罪に問はれた。(尤も大逆罪と小逆罪の別があつて、此場合は小逆罪であつたが)そして、大逆罪の場合よりも苛酷な刑罰を受けた。即ち焚刑ひろどりがさだま定められてあつた。しかし今はこんな慘酷な事は實行せられない様になつたので(古代の蠻風は、實行上に於ては已に瘳すたつた後も、形式上に於てはその法律は永く已まなかつた)。人々は今の結婚契約が凡て理想通りのものだと思つて居る。そして文明と基督教とが女性に正常な權利を與へたと云つて安心して居る。しかし事實上に於ては、妻は夫の奴僕であつて、法律上の義務に關しては、普通の奴隸と大した變りはない。妻は宗教的儀式に於て、夫に終生變らぬ従順を誓ひ、又一生法律

によつて従順を餘儀なくされる。徒に詭辯を弄する人々は、この従順の義務は犯罪に連累するの義務は含んで居ないと云ふが、それは論外として、其の他の義務は凡て含んで居る。妻は何事と雖も、夫の許可——少くとも夫の默認なくしてはなすことが出来ぬ。彼女が財産を獲得すれば皆夫の利益となる。それが彼女の所有に歸した瞬間に、たとへ遺産相續の場合でも、當然彼の物となる。この點に關しては、英國普通法に於ける妻の地位は、他國の法制に於ける奴隸のそれよりも悪い。例へば羅馬法に於ては、奴隸は法律が或る點まで彼の專用を許してゐる財産ベクリウムを持つて居た。英國に於ても貴族社會では、同様の便宜を女性に與へて或る特別契約によつて法律の適用を妨げ、化粧品その他の名義で一定の財産の專用を許して居る。蓋し親の子に對する愛情は、男尊女卑の感情よりも強きが故に、一般に父親は彼の娘を彼には赤の他人である養子よりも愛するからである。又財産分與の方法によつて、富豪は通常妻の相續財産の全部若くは一部に夫が絶對支配權を振ふ事を妨げて居る。しかし、それを妻の自由

使用に任す事はまづ出来ない。高々夫がそれを浪費する事を禁じ得る位の物で、しかもそうすると、正當なる所有權者たる妻迄がそれを使用する事が出来ないやうな結果になる。かくて財産はどちらにも使へない物になる。それから擧る利益は、妻に最も有利なる財産分與制（即ち「妻の専用のため」と記された場合）に於てさへ、只夫が妻に代つてそれを受領する事が禁ぜられて居るのみである。一度は妻の手を経なければならぬ。しかし、もしも夫が、妻がそれを受領するや否や暴力に訴へて奪ひ取つても、夫は決して處罰も受けないし、又損害賠償の責にも任じない。我英國の現今制では、最も勢威ある貴族といへども、彼の娘に對して夫との關係に於いて、これ以上の保護を加へる事は出来ない。多くの場合に於ては、財産分與制に依らないから、女性には權利も財産も行動の自由も完全でないのである。夫婦は「法律上に於ける一人」と呼ばれて居る。その意味は、何物によらず妻の物は夫の物と云ふ事で、これに反對な場合の夫の物は妻の物といふ意味ではないのである。即ちこの格言は、夫に不利益な

方の場合には適用されないが、只妻の行爲に關して第三者に對し夫が責任を負ふ時は例外である。宛かもこれ、主人がその奴隸及家畜の行爲に關し責任を負ふ義務があるのと同様である。私は敢て一般に妻の待遇が奴隸の待遇と大差がないと云ふものではない。しかし、いかなる奴隸といへども、妻程激しい程度に且つ言葉通りに奴隸であるものはないといふのである。いかなる奴隸といへども、主人の身邊近く侍かじくものを除いては、あらゆる瞬間に於て奴隸であるものはない。普通奴隸は、兵士のやうに一定の職務を持つて居る。しかしその職務を終り義務を果してしまへば、彼は或る程度まで自由に時間を費やせるし、又主人の干渉を受けずに家庭の團樂を楽しむことも出来る。奴隸のアンクル、トム（譯者——ストウ夫人の小説の主人公）が最初の主人に仕へた頃は、彼の小屋で彼の生活を楽しむことが出来た。誰でも仕事の時間は家庭を出て働き、そして仕事が終わつて始めて家庭生活を楽しむのだから、アンクル、トムだつて奴隸とは云ひ乍ら常人と同じく幸福であつたと云へる。しかし妻の場合ではそうは行かない。なかならず

く女性の奴隷は、(基督教國に於ては)主人が彼女に挑みかゝつた時は、それをばねつける権利があつたし、又そうすべき道德上の義務があると思はれて居た。妻はそうではない。彼女の夫がどんな獸的な暴君であつても、——いかに夫が彼女を憎んで居る事を悟つて居ても、又いかに夫が毎日慰み半分に彼女を苦しめても、又いかに彼女が彼に對して慄毛を震はす程に嘔吐を催しても、——夫は妻に、人生最大の恥辱を要求し強制することが出来る。即ち彼女はいや／＼乍らも彼の獸慾の具とならねばならぬ。かく、妻は自分の身體に關して、最大の屈辱に甘んぜねばならぬが、しからは彼女も夫と等しく共同の利害關係を有する子供に關しての彼女の地位はどうであらう。子供等は法律に服へば夫のものである。夫のみが法律上の權利を有する。夫よりの委任あるに非ざれば、彼女は子供等に對し又子供等に關し、何等の行動をも執ることが出来ぬ。夫の死後に至つても、彼が遺言によつてしかく定めて置かなければ、彼等の法律上の保護者となることが出来ぬ。甚だしきに至つては夫は子供を妻の手許からひ

き離して、彼等に會ふ事も手紙を往復する事も出来ないやうにすることが出来た。尤もこの權力は、サージョント、トールフアド條例で、或點迄制限されたが、これが妻の状態である。そして彼女はかゝる状態より、身を退く方便がないのである。妻が家出すれば、彼女は子供も、又法律上立派に彼女の所有品である物も、何物も持ち出すことは出来ぬ。もしも夫が欲するならば、彼は法律又は暴力を以つて彼女を引き戻すことが出来る。又は、その鬱憤を洩らすために、妻の利得する所のもの、或は彼女に親戚から贈つて來るものを、凡て自身の使用のために差し押へることが出来る。裁判所の命令によつて正式に離婚の手續を済ました後でなければ、妻は激昂した看守の獄舎へ引き戻される心配なしに、別居する事は出来ぬ。もし手續きが済んで居ないと、妻は二十年も會つた事のない夫が、突然彼女を差し押へて全財産を奪ひ去るかも知れないといふ心配なしには、己の所得を自分の使用に充てる事が出来ぬ。最近に至る迄は、裁判所で正式の離婚をせうとすれば多額の費用を要するので、餘程身分の高いも

のでなくては一寸手が出せなかつた。今でさへ、離婚の許されるのは遺棄か、或ひは極端な迫害の場合に限つて居る。それですら、その許可が餘り容易に行はれるといふ不平の聲が高いのである。私は斷言する。もしも女性に、暴君の身邊に侍する従者となる以外の生涯が許されないのなら、又彼女が、彼女を奴隷どころか、寵臣フエボリットとしてようと申し込む男を發見する機会に、一切を一任しなければならぬのなら、彼女にこの機会をたつた一度しか試みさせないと云ふのは、いよくもつて女性には泣き面に蜂である。女性の悲惨なる現状の救済法は、彼等は一生を善い主人を得ることに託さなければならぬのだから、せめては、それを見付けるまでは、屢々變轉することを許されなければならぬ。私は、彼女にこの特權が與へられねばならぬと云ふのではない。毛頭そんな考へは持つて居ない。再婚の自由を含むと云ふ意味に於ける離婚といふ問題は、私が今立ち入つて論じやうと思つて居る問題ではない。私の云はんと欲する所は即ち女性には只奴役生活しか許されないものであるから、せめてはこの奴役生活

の自由選擇を許すのが、唯一の（尤も大變不十分な物ではあるが）緩和策だといふのである。それをしも許さぬのなら、いよく、以て女性は奴隷と等しい——しかも、随分苛酷な取扱を受けて居る奴隷と云ふべきである。何となれば或國の奴隷法規では、その虐使甚だしき時に於ては、主人に迫つて、自分を他人に轉賣させる事が出来る。しかるに英國に於ては、いかなる虐使を受けても、姦通の事實あるに非ざれば、妻はその虐使者の手許を離れることは出来ないのである（譯者曰く英國にては姦通せし男女は結婚を強成される）。

二

私は徒らに誇大の言を弄するものではない。又その必要も毫もないのである。私は妻の法律上の地位を述べたので、その事實上の待遇を述べたのではない。各國の法律は、概して、その法律を實行して居る人民よりも劣つてゐる者である、その條文の多くは、それが適用せられる場合が殆ど無いと云つてもよい程稀である事によつて僅に

法律として存続して居ると云ふ有様だ。若しも結婚生活が、只管法律通りに實行せられ、その國の法制を見て直に其國の結婚生活の實狀が適確に想像されるやうな風であつたならば、社會は誠にこの世からなる地獄である。幸ひにして、男性は愛情に動かされ、又いろ／＼な利害關係から打算して、結婚生活を專制化せしめるやうな衝動や傾向を抑制して居るのである。そして男性の愛情中で殊に顯著なのは、普通の場合に於ては、その妻に對するものである。で、多少ともその愛情に比較し得べきは、只彼の子供に對する愛情許りであるが、これが又例外の場合を除けば、夫妻間の愛情と牴觸せざるのみか、益々それを強めるのである。事情かくの如くであつて、一般に男性が、それが法律上承認されて居る壓制的な權力を遺憾なく振り廻して、女性を苦しめるやうなことがないものだから、社會制度の現状維持論者は、稍もすれば、現在の不公平は皆是認すべきものであつて、それに不平を云ふなどは、徒らに現社會制度の惡結果許りを痛論し、その惡結果は、他の様々な善果を得るためには、是非とも拂はねば

ならぬ犠牲であることを忘れて居るものだと思つて居る。しかし、法律上に於て、專制の全權を掌握して居る以上、實行上に於て、その專制を緩和しても、決して專制政治を是認することの言譯にならぬ。寧ろそれは人間の天性が、如何に、惡制度に對して反抗する能力を有するかを證し、併せて人間性の中に潜む善惡様々の種子が、いかに活氣よく傳播するかを示して居るのである。家庭に於ける專制政治に關するの言説は、そのまゝ、これを政治上の專制政治に移すことが出来る。いかなる專制君主といへども、宮殿の窓から、臣下の苦惱する呻吟の聲を聞いて喜ぶものはない。又、臣下の財寶を一物をも剩さず取り上げて、それが街上に慄へ乍ら彷徨するを見て喜ぶものもない。ルイ十六世の專制政治は、フィリップ四世(譯者——佛蘭西、一二六八——一三二四の帝王、美王と渾名せらる)や、ネーディア、シャー(譯者——第十八世紀初期に於ける波斯王)や、カリギヌラ(譯者——古羅馬の暴君)などのそれとは比すべくもなかつた。しかし、佛蘭西大革命は、彼の暴惡のために起つたと云はれても仕方がない。又大革命に於ける幾多の慘虐も、彼の專制にその因を發して居るといつても過言

ではない。又論者あつて、夫妻間に於いては濃厚なる愛情が存するではないかと指摘するならば、私は答へる。それは主人と婢僕の間にも存すると。希臘や羅馬に於いては、奴隷がその主人を裏切る位ならば寧ろ惨忍なる虐殺を受けんことを望んだと云ふことは、珍らしいことではなかつた。羅馬内紛の際に於ける審問に當つては、妻や奴隷は立派に忠實であるが、男子は一般に不忠實であることが解つた。しかも羅馬に於ては奴隷が如何に虐使されたかは吾々が熟知して居る事實である。しかし事實に於てはかくの如く暴悪な社會組織の下に於て、却つて人間の愛情が最も濃厚であつたのである。人性の感じ得る献身的な感謝の感情の最も強いものの發するのは、實力に於ては、彼等の生命をも奪ひ取ることの出来る程の權力を有し乍ら、しかもその權力を自發的に阻止する人に對する時である^カと云ふのは、人生に於ける一つの反語である。宗教的な献身の情に於てさへも、多くの人が、かう云つた様な心持に動かされる事の多^ク事^ハ多言を要しない。我々は日々、世人を觀察して、それらの人々には神が、己に

對する程に恵を垂れて居らぬと云ふ事を考へて、神に對する感謝の念が、いよく深くなる^ト云ふ事實を見るであらう。

三

奴隷制度でも、政治上の専制主義でも、又家長の専制主義でも、凡てこれ等の制度を謳歌する人は、その最善な場合の例證を擧げて、それによつて其制度を批判せん事を強要するのである。かくて、一方には權力を愛情を以て執行するものがあり、他方には又それに愛情を以て服従するものがあり——叡智ある權力者が、服従者の最大善のみを念として諸般の施設をなし、服従者の喜びと祝福に取り卷かれて居ると云つたやうな美しい理想世界を彼等は描き出すのである。しかしながらこんな事をするよりは、世の中には善人と云ふ様なものはないと考へて、そしてこれらの専制主義を批判する方が正當である。誰しも、善人が専制政治を施したならば、大なる善、大なる

幸福、大なる愛撫があるだらう、と云ふことを疑ふものはあるまい。しかし、法律制度と云ふものは、善人に適用せらるべきものでなくて、悪人に適用せらるべきものである。結婚と云ふものも、決して少数な選良者のためのみの制度ではない。人々は、先づ結婚式に先き立つて、果して彼等が専制の全權執行を委任されても差支へのない程な善人であるや否やを云ふ試験を受くべき事を命ぜられては居ない。他の社會關係には極めて冷淡な人でも、社會に對する一般感情の強い人と同様に、その妻子に對する義務愛情の觀念の極めて厚い人がないとは云へない。しかしながら、妻子に對する愛情の厚薄が、人によつて程度の差の甚だしい事は、宛かも人間の道德性が善惡の程度の差甚しいのと同様である。極重惡人の場合では、いかなる社會關係も彼を束縛する效がない。只最後の手段、即ち法律の制裁によつて彼を強制する外はないのである。しかるに、これら道德性の善惡邪正様々なる事を無視して、漫然と男性には、夫としての法律上の權力が凡て賦與されて居る。かくて極重惡人といへども、憐れなる

妻を束縛する權利を有して居るから、彼は、彼女を殺すことの外なら、いかなる慘虐な所業をも敢行することが出来る。各國の下層階級に於ては、幾千萬の人間が、他の場合に於て暴行を働けば、必ずそれに對する報復の來るべきが故に、法律上の意味に於ける罪人となる事は恐れるが、しかも肉體的な強暴な所業を他人に加へ度いと云ふ欲望は存する故に、その捌け場に困つた揚句の果が、彼の妻ならば、(子供は扱て置き)彼の獸性から逃れる事も反抗する事も出來ないのだと云ふ事に思ひ當つて、その不幸な妻を日々虐待する事であらうと思はれる。即ちこの場合に於ては、妻が絶對的に彼に依屬して居ると云ふことが、彼等の下賤な蠻人根性を煽る様な結果になつたのであつて、通常の人間ならば、或る一人の人間の運命が全然彼の溫情に一任された様な場合には、自己の名譽を重んじて、寛大な處置に出で彼を勞^{いたは}るべき所だが、その反對に彼等はかう考へる。法律は妻を財物として彼等が勝手次第に使用すべき物として、彼等に與へた。だから他人に對する場合ならば、その人の幸不幸も念頭に置く義務があ

るが、妻に對する場合にはそんな義務はないのだと。最近に至るまで法律はこれら家庭に於ける極端に兇猛な虐待を全然看過して罰せなかつたが、つひ二三年前からそれを抑止する企てが起つたがまだく頼りないものである。この企ての効果が薄く、且は將來大した効果もなからうと思はれる原因は、虐使された妻を依然として虐使者の権力下に置きながらその獸性を阻止する事が出来るであらうなどと思つて居る事が、抑も甚だ馬鹿げた話であるからである。個人の暴害に對する有罪判決が下されると同時に、或ひは又少くとも有罪判決以後に於て、再び暴害を累ねるやうな事があれば、直ちに妻は離婚若くは少くとも法律上の別居が許されるのでない以上は、この「甚だしき虐待」を法律の制裁によつて防止する企ては、起訴するもの若くは證人の絶無なために、無効に終るであらう。

四

いかなる國家に於いても、多くの男性は、野獸と大差のないものであるが、しかもそれらの男性も、結婚の法律によつて、その犠牲となる妻を得る権利を剝奪されないと云ふ事を考へたならば、單にこの形式に於いて丈けれども、制度の濫用によつて生ずる人類の災害は恐るべきものがある。だが、これは極端の場合に過ぎない。これは最も低いどん底である。しかし、そのどん底に達せない迄も、程度の差こそあれ、女性はおの／＼悲しみを持つて居る。家庭に於ても政治的専制主義に於いても、極端な暴主がそれを欲する場合には、いかなる惨害でも起り得る事が解るし、且又それ程兇惡でないにしても悲惨な事が度々起ると云ふが、明確に判明するであらう。暴虐の悪魔の數は、天使の數の様に少ない。いや寧ろそれよりも少ないであらう。しかし、稀にしか人情に動かされる事がないと云つた様々兇惡な野蠻人は随分多い。そして、これらの野蠻人と、人類の模範とも云ふべき徳行の高い人との遠い距離の間には、數知れぬ程の變行や利己主義の様々な程度と形式とが介在して居つて、屢々外觀的には立派

な文明や文化の蔭に隠れ、法律の追窮を受くことなくして、其の権力下にあるもの以外には、外面は立派に装ひ乍ら、一度その権力下に來た不運な人々に取つては、生活が一つの苦痛であり重荷であると思はせる程な惨虐を敢てするのである。一般人類が権力を委任するに足る程徳行の高いものでないといふ議論は、餘りに明瞭な事柄であるから、此處に縷述することを己める。この議論こそは、幾世紀となき政治上の論争を起したものであるから、萬人の均しく服膺して居る所である。しかるに、何人も此の格言を最もよく適用し得べき場合、即ち小數の人に限つたことではなくて、苟くも成年の男性ならば、その最も下劣で兇惡な者にさへも賦與せられる権力の場合に適用しやうとしないのは實に悲しむべきことである。もしも男性が、無拘束な家庭に於てどんな行動をなすかを推測せんと欲するならば、或る一人の男性が十戒を一つも破らなかつたとか、彼が彼と交際すべきことを強制し得ない人々に對しては言動を慎んで立派な人格を保つて居るとか、或は又彼が彼のいかなる行爲をも寛恕すべき義務を

持つて居ない人々に對して、嚇怒憤激に陥らないとか、かう云つた様な事實を見て安心して居てはならぬのである。最も尋常な凡人でさへも、それに對抗し得べき権力を有しないものに向つた時には、彼等の性格の内に潛む暴虐な、意地の悪い、利己的な方面を、ムキ出しに示すものである。支配者と服従者の生活關係が、これ等性格の惡徳の養成所になるのであつて、それが其の他のいかなる方面に現れたにしろ、凡て皆この一つの源泉から流れ出たものである。その同輩に對して氣難しいとか亂暴だとか云ふ様な人は、確かに皆、その人が嚇すか、いぢめるかしたならば、自由に服従さす事の出来る下級者と共に生活した事のあつた人であるに違いない。屢々世人が云ふやうに、家庭が、その最善な形式に於ては、同情、愛憐、自我殺却の養成所であるにしても、それは又同時に、主人に對して、傲慢、暴戾及び鑿くことなき利己惑溺の養成所である。そしてこの場合の方が多い。それから又家庭に於ては、染め返へして理想化した利己主義が養はれるのであつて、所謂自己犠牲といふものも、その特殊な一形式

に過ぎないのである。即ち妻子に對して心を勞することはあつても、それは夫の利害關係の上からするのであつて、彼等を財産なみに取扱つて居るのだから、妻子の幸福と云ふものは、様々な形式に於て彼一人の僅かな好惡によつて左右せられるのである。だから、現在の家庭組織の下に於ては、これが少しでも改善せられんことを望むのは愚である。吾々は、人性の惡傾向は、只それを恣に働かせないやうに束縛を加へた場合に於てのみ抑止し得ることを知つて居る。又吾々は、殆んど凡ての人間が、よし慎重に考慮しての話ではないにしろ、本能やら習慣やらに従つて、彼に服従するものがあれば、何處迄もその者を追窮迫害して、遂には服従者が反抗するの己むなきに至る程の甚だしい程度に達することがあるのを知つて居る。人性の一般傾向は、かくの如きものであるからして、現在の社會組織が、男性に少くとも一人の人間——その人間は彼と共棲し常にその身邊に侍するのである——に對して賦與する所の殆んど無制限の權力が、男性の天性の幽暗な一隅に潜む隠れたる利己主義の種子を尋ね出し

て生長せしめ、——利己主義の微かな閃光と燻つて居る燃え殻を煽り、——かくして男性が、凡ての他の場合に於てはそれを抑制し隠匿する事の必要を認め、その抑制が己に立派に第二の天性となつて居るやうな彼の生得の性格中のこれらの惡傾向を、遺憾なく發揮する機會を與へたのである。勿論私はこの問題に他の一面のある事を忘れては居ない。私は、妻が充分に反抗する事は出来ないにしろ、少くとも復讐を加へ得ることは承認する。彼女は又男性の生涯を、極端に不愉快なものとする事が出来るし、又その力を利用して彼女の権利の有無に拘らず、色々な點に於て我意を通すことが出来る。しかし、この様な自己防衛方法には——それは寧ろ、お轉婆の權力とか、挑ねつかへりの制裁法とも稱すべきものであつて——重大な缺點があると云ふのは、それが最も善良な夫を不利の地に陥れ、又最も不徳な妻を有利の地に置くからである。それは癩性な利己的な女性の武器であつて、もしも彼女等が權力を握つたなら、それを悪用する恐れがあり、又事實に於て一般に悪用する人達である。貞順な妻は、かゝる

手段を弄する事が出来ないし、又淑徳ある女性は、それを卑しむ。そして一方に於ては、そのやうな手段を最も有効に用ゐ得る夫は順良な人であつて、いくら憤怒した場合でも、權力を濫用するやうな恐れのない人である。妻が常に不機嫌にして夫を不幸に陥れる權力は、只専制に代ふるに専制を以てしたに過ぎない。そして夫の妻の虐使の場合と反對に、最も暴君たるべき恐れのない夫を、その制度の犠牲とするやうな結果になる。

五

然らば、事實に於いて、權力濫用の悪結果を緩和し、吾々が日常見聞する様な多くの善を産んだものは何であるか、單なる女性の媚態は、個人個人の場合に於ては大なる効果があるが、その境遇の一般的傾向を變化せしめるには毫も効果がない。何となれば、彼等の力は女性が若く美しい間存続するのみであつて、往々又彼女の魅力が新

奇で親炙によつてその光が薄らぐ間の、ホンの時の間に過ぎぬ事もあるし、又多くの男性の中には、媚態に少しも動かされぬものすらある。で、眞にそれを緩和する原因となつたものは、個人的愛情であるが、これは男性が愛情の萌芽を有し、女性の性格が又充分に男性のそれと相親和してそれを誘發せしめ得るならば、時と共に發生するものである。其の他緩和の原因として擧ぐべきは、子供に對する共同の利害關係並びに、(尤も大なる制限を要するが) 第三者に對する利害の一般的共通、夫の日常の快樂愉悅に妻が眞に必要な事、及びその結果として夫が自身の利益のために彼女に附する價值(尤も之れが、他人の事に同情し得る男性の場合だと、眞に妻の利益のために彼女をいたはる事の原因となるものである) 及び最後に、その身邊近く侍する場合には(もしも、全然その人の感情を害ねて居るのでない限りは) 自然に侍者が、その人に被らしむる事の出きる感化力等である。この場合女性は、直接に嘆願するか或いはその感情氣質を、知らずくの間男性に傳へて、(同等に強い個人的感化力が反對

に女性の方に働きかけぬ限りは、全然無理無法な夫に對してもその行動を、或る點迄操縦する事が出来る。これらの様々な手段によつて、妻は屢々夫に對して過大の權力を振ふ事も出来る。かくて彼女は、彼女が口出しをしても、善い結果を産まない様な不適當な事柄——即ち彼女の影響が、單に無智である計りでなく、道徳的に誤まつた方向へ導く恐れのあるやうな事柄、換言すれば夫の自由專斷に任した方が、却つて夫がその方針を誤らないやうな事柄に於ても、夫の行動を左右することが出来る。しかし、家庭の事柄に於ても、國家の事柄に關してと同様に、權力が自由を喪失した事の報償にはならぬ。彼女の權力は、彼女にその権利のない事を許すが、と云つて、彼女をして彼女の權利を主張する能力を與へはしない。土耳其王の寵遇深き奴隷は、その下に奴隷を持つて居て、その上に專横を振ふ事は出来る。しかし、最も望ましい事は、彼女が奴隷を有せず、又彼女自身が奴隷でもないことである。全然彼女の生涯を、夫の掌中に委し、彼の意志の外には、彼女自身の意志を有する事なく（或ひは彼

女自身の意志を有しないと夫を説伏し、彼等双方に有する事件は、これを夫に一任し、彼の機嫌を害しない事を彼女の終生の事業としつゝ、一方妻は、彼女が正當の判斷を下す資格のない事柄、即ち彼女が全然個人的な偏見若くは不公平な意見に支配されるやうな夫の對外關係に關する事柄に於て、彼の行動を左右し、若くは邪路に導いて満足して居る。故に、現在の状態では、その妻に最も親切な夫は、家庭外の凡ての事業に關して、善悪様々な妻の影響を受けて居るのである。妻は家庭の範圍外の事柄に關係してはならぬと教へ込まれて居る。だから、彼女はそれ等の事柄に就いては、誠實な良心のある意見を持つては居ない。だから彼女が干涉する場合には、何か或る正當な目的のためではなくて、一般に或る利益を目的として干涉するのである。彼女は、政治學に於ては、何れが正當な方向であるかと云ふやうな事は、知りもしないし、又考へもしない。彼女は只、どうすれば金錢財寶を得ることが出来るかとか、どうすれば彼女の夫が榮位を贏ち得る事が出来るかとか、どうすれば息子が職業にありつける

とか、又どうすれば娘が良縁を求め得るかと云ふ様な事許りを考へて居るのである。

六

しかし、或人は問ふかも知れない。社會が嘗て政府なしに存立する事が出来たか。家庭に於ても、國に於けると同様に、誰れか或る一人の人が最高の支配者でなくてはならぬ。夫婦間に意見の齟齬を來した際には、誰がそれを採決するのか。二人ともが、その意見を立て通すことは出来ぬ。何れにしても、何とか裁決してはならぬではないかと。

七

凡て二人の人間の任意なる結合關係に於て、その一人の方が、絶對的の權力者でなくてはならぬと云ふのは誤つて居る。況んや、その何れが權力者たるべきやを法律を

以て規定する如きは、一層大なる誤りである。任意的結合關係の内、結婚に次いでその數の多いものは、商業に於ける組合營業である。しかもいかなる組合に於いても、誰々はその事業に關しては絶對的の權力を振ふべし。誰々は彼の命令に服従する義務ある旨を、制定する必要はありもしないし、考へることも出来ぬ。如何なるものと雖も、彼を主長の權力下に服従せしめ、彼は只番頭又は代理人たるの權力又は特權を有するに過ぎないと云つたやうな條件の下に、組合に加入することを肯んずるものはあるまい。もしも法律が、結婚に於けると同様に、他の契約關係をも處理せんとするならば、法律は、一人の組合員は、その組合の共通事務を、宛かも彼自身に關する事務の如く執行すべし。他の組合員は只權力を委任するに過ぎざるべし。又主長たるべき組合員は、例へば、最も年長者たるべしと云つた風に、法律の一般的推定によつて任命せらるべき事を規定するであらう。しかし、こんな事が規定された例は、未だ會てない。又吾々の經驗に照しても、組合員間に、權力の理論上の不均等を存せしめる

必要もないし、又この組合が、組合員が彼等だけで、協定事項によつて定められた以外の條件を有すべき必要もない。しかも此の組合の場合に於ては、結婚の場合に於ける程の大した危険もなくして、獨専的權力を下級者の権利者並に利益のために取り除くことが出来る。何となれば彼は自由にその組合から身を退いて、その權力下より脱することが出来るからである。妻はかゝる權力を持つて居ない。よし又持つて居た所で、それに頼る前に、彼女が他のあらゆる方法を講ずる方が常に望ましいことである。

八

日々裁断すべき事柄であつて、徐々に解決するか又は妥協點を發見し得るのを待つては居れない事柄に關しては、一人の意志に依頼すべきであつて、その一人の人が、絶對支配權を持つて居なければならぬと云ふことは本當である。しかし、かう云つた所で、その人が常に同一人でなければならぬと云ふ事にはならぬのである。最も自然

的な制度と稱し得べきは、權力を兩當事者に分配する制度であつて、各自が、各々その定められた部署に於ては絶對的執行權を有し、その制度原則の改變に際しては双方の承認を要すると云つた様な制度である。この權力の分配と云ふ事は各個人の能力資格によつて決せられる問題であるからして、法律によつてこれを決定する事は、出来ない相談であるし又してはならないのである。で、もしも兩當事者がしかく欲するならば、宛かも現今に於ても金錢上の事項が屢々豫め決定せられて居る様に、結婚契約によつてそれを豫め決定して置くがよい。で、その結婚が、事毎に煙み合ひ、爭論する種となる様な不幸なものでない限りは、相互の承認によつて、これ位の事を決定するのには少しの困難もない筈である。權利の分配は、自然、義務及び職能の分布と相伴ふであらう。かくして、その分配が、相互の承認の下に行はれたならば、(少くとも、法律によらず、一般慣習によつて行はれたならば)當事者等の欲するがまゝに、それを改廢することが出来るやうになるのである。

その何れに法律上の権力が賦與さるゝにせよ、諸般の事務の事實上に於ける裁決は、現今に於て己に然るが如く、將來に於いても大部分比較的資格の多い者によつて行はれるであらう。通常、多くの場合に於ては、只最も年長なるの故を以て、優越権が或る一人の人に賦與される事がある。若くは少くとも、兩當事者が充分成熟の域に達して、その二人の年齢の差が大した問題にならぬやうになる迄は、そう云ふ事になつて居る。又それがその何れであるにしろ、扶養料を給する人の側には、自然権力が増大する。かゝる原因による不平等は、何も結婚法によつて然るのではなくて、現在に於ける人類の社會組織の一般的状態がしからしめるのである。又一般的或ひは特殊な方面に於いて精神的能力の優つたものや、果斷な性格を具へたものは、優力な地位に立つてあらうが、これにも少しも不思議はない。かくてこの事實の示すが如く人

ば、人生に於ける組合員の権力責任が（實業に於ける組合員のやうに）組合員間の相互承認によつては、満足に分配されないであらうと云ふ危惧は、甚しく根柢の薄弱なものであることになる。結婚生活が一つの失敗であつた場合を除くの外は、権力責任は實にうまく分配されて居る。で、その生活關係が全然失敗であつてそれを離れる方が相互の利益であると云つた様な場合を除いては、決して権力が全然一方にのみ存し、他方は只服従あるのみと云ふやうな極端なことにはならぬのである。或る人は云ふかも知れない。凡て争議が和順な決定を見るのは、法律的に強制し得る権力があるにも拘らず、それに訴へることを差し控へた場合に於てのみ可能である。人々が仲裁裁判に服するのは、彼等が服従を強制せらるべきことを熟知して居る所の裁判所が、その背景にあるからだ。しかし、この二つの場合を同一視するためには、吾々は裁判所の規則が訴訟事件を裁斷するところではなくて、常に一方の側—例へば被告の方の側許—to有利なる判決を下すのであつたのだと假定しなければならぬ。かゝる場合

に於ては、裁判所に出頭しなくてはならぬことが、原告には恐ろしく思はれるからして、どんな仲裁裁判にも服するであらうが、被告の方は反對に斷じてそれに服しないであらう。法律が夫に賦與して居る絶對的の權力は、妻をして如何なる妥協をも承諾せしめる原因とはなるであらうが（妻はもと／＼何等の權力をも持つて居なかつたのであるから、この場合妥協と云ふ事は彼女にも權力を別つと云ふことになるので、いかなる妥協も彼女には有利であるから）しかしそれが決して夫を妥協に承諾せしめる原因とはならぬ。德行高き人士の間にあつては、よし少くともその内の一人には妥協すべき何等身體的又は精神的の必要な事に係らず、事實上に於ては常に妥協が行はれるといふ事柄を見たならば、夫妻二人の共同生活を、双方に快適ならしめる様な形式に、進んで更改せしめる所の自然的動機が、不幸なる結婚の場合を除いては、全體として、甚だ盛んである事を知るであらう。確かに法律によつて、自由制度が一方に專制の權力を與へ、他方に絶對服從を強ひる所の法律上の基礎の上に立つべき事を指令

し、又專制力を有する夫は、たとへ讓歩はしても、彼の思ふがまゝに何等の豫告なしに讓歩を取り消してもよいと指令しても、結婚制度の現状はちつとも改善される筈がない。たとへ自由が與へられても、他人が思ひのまゝに、いつでもこれを束縛し得る間は眞の自由とは云へない。又法律が、一方にのみ絶大な權力を賦與して居る間は、結婚は公正な制度であるとは云はれない。たとへ夫妻間の不均等な權力が幾分調節される場合があつたにした所が、夫には、公然何事をも敢行し得る權利があり、妻は夫が許可を與ふるに非ざれば、何事をもなし得る權利がない計りでなく、如何に極端な迫害を受けても、それに反抗してはならぬと云ふ強い道德上並びに宗教上の義務を負ふて居ては駄目である。

十

頑固な反對論者は、往々極端に走つて、このやうなことを云ふ。夫と云ふものは常

に公正ならんことを努めるものであつて、たとへ強制せられずとも、その家族のものに譲歩するものであるが、妻は決してそうではない。妻に彼女自身の権利が與へられたとすると、彼女は何人の権利をも認めないやうになる。彼女は夫の権能によつて何事に於ても服従すべき事を強制されない場合には、何事に關しても譲歩しないであらうと。女性の嘲弄が一世の風をなし、男性は女性をさう云ふ風にしつけて置き乍ら、彼女がそのしつけ通りに行動すると云つて笑ふことが、さもなく、伶俐な事の様思つて居た時代が、昔あつたが、丁度その時分には、今云つた通りの言説が行はれて居た。しかし現代に於ては、苟くも心ある人士は、かやうな事は云はないであらう。現今の學説に於ては、女性も立派な道德的感情を有し、又その係累のもの共に對する恩愛の情も、決して男性に比して遜色がないと云ふことになつて居る。それ所ではない。女性に男性同等の權力を賦與することに全然反對して居る人までが、女性に男性よりも立派なものであると云つて居るのを、屢々聞くことがある。これは、随分勝手な云ひ

草であるが、これが今では普通の通り言葉になつて終つた。蓋しこれ、他人の災害を見て氣の毒さうな顔を装ふ人々の常に口にする所であつて、あのガリバトの話(譯者曰スウキフトの小説)にあるリリバト島の王が、常にその最も慘虐な勅令の始めに添加したと傳へられて居る優渥な仁慈の言葉に似通つて居る。(譯者註——ガリバト、イン、リリバト第七章に於てスウキフトは、リリバトの朝廷に於て殘忍なる刑罰の執行狀が起草されると、國王は、その會議に於て一場の演説を行ひ、全世界に認められて居る所の仁慈に渥き事を誇ると説き扱て曰く「この演説は、直ちに王國中に公告せられる。國民を脅かす事、この陛下の仁慈に對する讚辭の如く甚しきはない。何となればこれらの讚辭が盛んに力説された時ほど、その刑罰が一層殘忍でその罪人は無實である事を證すると云ふ事が解つたからである。」)もしも女性が

男性に優れて居る所があるならば、それは取りも直さず、彼女の家族の人達のために己れの一身をも犠牲に供すると云ふ點である。しかし私はそれを重大視しない。何となれば、女性は一般に彼女が自己犠牲のためにこの世に出て來たのだと教育されて居るのだから、大した手柄とも思はれないからである。私は確信する。もしも男女に均等な権利が賦與されたならば、現今に於ける女性性格の理想とせられて居る所の極端な自我没却は止み、善良なる女性は善良なる男性以上に自己犠牲に甘んずることを

欲しなくなるであらう。かくて又他方に於ては、男性は最早彼の自己意志と云ふものが、他の合理的生物たる女性を指導すべき法則である程の偉大な物であるとは教へ込まれぬやうになるだらうから、男性は今よりも、ズツと非利己的に又自己犠牲的になるであらう。男性にかの自己崇拜を教へる程、容易な事はない。凡ての特権を有する人、凡ての特権を有する階級は、それを持つて居た。しかも人間の階級が下になる程、自己崇拜の欲望が激しい。そして不運な妻子を除いては、誰をも服従させることが出来ず、又出来る見込みもない様な人間に於て特に激しい。下級の人で、しかも自我崇拜の欲望がないと云ふ様な立派な人は誠に寥々たる例外と稱すべきもので、他の人間の弱點の場合には、この場合よりも未だしも例外が多いと云ふことが出来る。哲學も宗教も、却つてこの自己崇拜を抑制せずして、概してそれを擁護して知らぬ顔を極め込んで居る。これをよく抑制し得べきものは、只かの基督教の大原則たる人類の平等待遇と云ふ事を痛感する事である。しかし基督教は未だ本當にその平等待遇を力説し

て居ないで、かへつて男性の女性壓伏の基礎の上に立つて居る社會組織を是認して居ると云ふやうな情けない有様である。

十一

女性の中には、男性と同様に、均等な待遇では満足の出來ないものもある。こんな人は、自分以外の人の意志、志向が尊重せられて居る限りは、チツと安心して居られないのである。そんな人は、離婚法の御厄介にならねばならぬ。彼等には、やもめ暮しが相應して居るのだから、決して何人に對しても結婚を要請してはならぬ。ところで、このやうな厄介千萬な女性の數は、現在の法律上に於ける不平等な男女の待遇によつて、増すことはあつても、減りはしない。若しも男性が、全權力を伸張したならば、無論女性は屏息するの外はないが、もしも女性が寛大な取扱ひを受け、權力を行使する事を許された場合には、彼女の專横を抑止すべき法令は一つも存しないのであ

る。法律は女性の権利を定めずして、只理論上何事をも彼女に許さないのであるが、これが事實上に於ては、彼女が無理やりにも獲得した所のものに對しては、凡て法律が、彼女にその権利を認めると云ふ様な結果に陥り、夫が寛大な時には、妻がいくらでも専横を振ひ得ると云つた様な悲しむべき現象を生むのである。

十二

法律が、結婚した男女の平等を認めると云ふことは、それは單にこの特別な關係をして、双方に快適なものたらしめ、延いては双方の幸福を増進せしむべき唯一の方法であるのみならず、それは又人類の日常生活をして、最も高い意味に於ける道德的教養の訓練所たらしむ唯一の方法である。來るべき數時代の間は、この眞理が痛感される事も、一般に承認されることも、まづなからうとは思はれるが、純粹な道德感情の養成所は、平等な待遇を受けて居る人許りで成立した社會を除いては他にない。從來

の道德教育は、主として弱肉強食の理法許りで説かれて居たし、その適用の範圍も、その理法によつて發生した社會關係に止まつて居た。社會の原始状態に於ては、人は對等な人間との生活關係を認めなかつた。この場合、對等であると云ふことは、取りもなほさず警同志であると云ふことであつた。社會には、最高の地位から最下の地位に至る様々な階級があつて、社會は一つの鎖或は一つの梯子の様なものであつた。かゝる社會に於いては、各個人は、その隣人の目上か、そうでなければ目下であつて、彼が支配する事が出來なければ、服従する外はなかつたのである。だから既成道德は、主として命令者と服従者との關係のみを規定して居る。しかし乍ら、この命令服従と云ふことは、人間生活の邪路であつて、平等の社會こそその本來の状態であるのである。己に近代に入つてからは、社會の進歩發達に伴うて、命令服従の關係は人生の例外の事實となり、平等關係がその一般原則となつて來た。太古時代の道德は、權力に服従すべき義務を其の基礎として立てられた。次の時代の道德は、強者の寛大と

保護を受くべき弱者の権利と云ふことを基礎として立てられた。他人のために造られた道徳に基礎を置くやうな、人生社會の形式の時代は己に去つた。先きに服従道徳の時代があつて、次いで、騎士道と宥恕道徳の時代があつた。今や正義の道徳の時代が來たのである。過去に於て、平等の社會を建てんとする企てが起つた時には、常に正義が道徳の基礎となつた。古代の自由共和國に於ても、已にこの事は認められて居た。しかしその最良なものに於てすら、平等と云ふことは男性の自由になる市民間に於てのみ認められたにすぎぬ。奴隸、女性並びに公民權なき住民等は、弱肉強食の理法に支配されて居た。羅馬文明の影響は、基督教のそれと相俟つて、これらの差別を撤廢し、且つ理論上に於いては、尤も、事實上に於ては一部分に過ぎなかつたが、人間たるの權利は、性、階級社會的地位などの區別を超絶するものである事を明かにした。かくて漸く壞滅の氣運に向つて居た人間の差別待遇は、北人の來寇によつて再び確立せられた。近代に入つては又それが徐々に衰へて行く。吾々は、再び正義が最高

の徳と仰がるべき社會組織に近づいて行く。其處では正義が、平等待遇に根柢を置くのみならず、又共感的協同に根柢を置く。即ち對等人の自己防衛本能に確立するのみならず、對等人間の教養ある共感シムパシーに確立する。一人の人間も疎隔されることなく、萬人に均等なる活動範圍が與へられる。一體、人間が自我の變轉を明確に豫見する事が出來ぬ餘りに、過去にのみ執着して、未來の希望をつながぬと云ふ事は、昔から極つた事で、さして珍らしい事ではない。人類の將來を先見する事は、今も昔も智見の高き人、若くはその人より教へを受けたものゝみが能くなし得る所である。更に、その將來を世に先立つて憂ふることに至つては、一層卓越せる智見の士のみが能くなし得る事で、その人は屢々苦難に遭遇するのである。制度も書籍も教育も社會も、凡て、新時代に入つてからでも、人類に過去の事許りを教へる。況んや新時代の未だ至らぬ場合は尙更の事である。しかし乍ら、人類の眞の徳は、對等的生活關係に適する點に存する。己れの欲する所は、又之を他人にも與へなければならぬ。いかなる命令も例

外の場合としてのみ許さるべきであつて、それも常に永久的なものであつてはならぬ。そして、出來得べくんば、命令服従と云ふ事が、相互にかはるゝ行はれるやうな社會を現出せねばならぬ。しかるに現今の社會組織に於いては、この徳性を實例によつて涵養するに足る事實が、人生に一つも存しない。家庭は專制主義の養成所であつて、主として專制主義の徳性並に惡徳が養はれる。自由國に於ける市民生活は一部分、平等社會の教養を授けるが、近代に於いてはこの市民生活と云ふものも稀有の現象に過ぎないから、未だ人の日常生活若くは心腹に觸るゝ所がない。正しい組織の家庭こそ、この徳性の眞の養成所である。それは、其の他の何物よりも適當な學校である。それは常に子供には服従の學校となり、親には命令の學校になる。最も肝要な事は、家庭が一方に權力を與へ、他方に服従を強ひる如きことなく、平等な共感の學校となり、愛情ある共同生活の學校となることである。兩親の關係はかくの如きものでなければならぬ。かくて家庭は、各人が他の生活關係に於ても守らねばならぬ種々の

徳性を養ふ所となり、子供等はその感情行爲の範を、服従する事によつて教へ込まれ、遂には習慣となり第二の天性となつて徳性を發揮するに至るであらう。人間社會の正則な組織(即ち、平等な社會)に行はれるのと同様な道德律が家庭に於て實踐される迄は、未だ人類の道德的教養が、その理想的な域に達したものであると云ふ事は出來ぬ。自らその專權を振ふ事の出來るものに對してのみ親愛の情を起す事が出來るやうな人々の胸に宿る自由の觀念は、これを純正な意味の基督教的な自由の愛と稱する事は出來ぬ。それは寧ろ古代又は中世の人の考へて居た通りの自由の愛であつて、己れの人格の尊重と威嚴のみを尊重し、抽象的には何等嫌忌しないが、事實、自身にいざ降り掛つて來るとなると束縛を嫌ふが、そのくせその束縛を自己の利益權勢の爲には、他人にたつぷりと加へても何とも思はないといつたやうな自分勝手な自由の愛である。

十三

現今の法制の下に於いても、多くの既婚男女は（英國上流階級には殊に多いと信ずるが）この平等と云ふ大原則を精神として生活して居る事を私は躊躇なく承認する。（そして、これが私の何よりも希望する所である）もしもその道徳的感情が現在の法律よりも高い人が澤山居るのでなかつたならば、法律が變更される筈がない。かゝる立派な人々は、宜しくこゝに述べた原則を擁護して戴きたい。私の目的は、凡ての既婚男女をして現在己に存する立派な夫婦を見ならはしめるにあるのみである。しかし悲しい事には、可なり道徳の高い人でも、思想家でない限りは、稍もするとその弊害を未だ充分に實感して居ない所の法律習慣は、何等害悪を流さぬと信ずる許りでなく、（それが一見、社會一般に認められて居るやうな場合には）恐らくそれは人生に裨益する所があるのだらうから、それに反對するのは以ての外のことだと信じて居るのである。しかし、かゝる婦が、彼等兩人の關係を規定して居る法律がどんな物であるかと云ふことを一年に一度も思ひ浮かべず、又事實、あらゆる點に於て、さながら彼

等兩人が法律上平等であるが如き生活を送つて居るものだから、他人の夫婦生活も、夫が餘程の悪人でない限りは、多分彼等の夫婦生活と同じものだらうなどと考へて居るとしたら、それは大きな考へ違ひである。こんな事を考へて居る様では、彼等は人性も事實も知らないのだと云はれても仕方がない。或る一人の人間が、權力の享有に適しなれば適しない程——即ち彼が、何人も任意な承認を彼に與へて、彼が權力を其人に振ふことを許すまいと思へば思ふ程——彼は一層激しく法律が彼に賦與した權力に執着し、彼の法律上の權利を、習慣（彼と同様に下等な習慣）の許す限り遺憾なく伸張し、かくて只權力を享有して居ると云ふ満足の情に酔はんがために、權力を行使して喜ぶの風がある。それのみに止まらない。下層社會に於ける天性獸的にして道徳の教養なきものは、女性の法律上に於ける奴隸的狀態と、及び女性が肉體的に彼等の玩具として彼等の意志に屈從するのを見て、彼等の妻に對しては、彼等の接する他の女性若くは他の人間に對しては決して感じない所の輕蔑侮辱を感じ、果ては彼等の

妻には、いかなる屈辱を與へても構はないのだと考へるやうになる。もしも適當な機會さへあるならば、人間の感情の機微を察する力のある人が、私の云つた事が事實であるか否かを、自身で審査されんことを望む。そしてもしもその人が、私の言説が眞實である事を發見されたならば、人間の心意をかく迄も墮落させた現今の結婚制度は、いくら憤慨しても飽き足らぬ程の惡制度であることを悟られんことを望む。

十四

或人は恐らくかう云ふであらう。宗教が服従の義務を課するではないかと。凡ての確立した事實の弱點が明らかになつて、最早何等他に口實がないやうになると、人は、これこそ宗教の命ずる所であると言ふのが常であるから、さして驚くにも當らない。事實教會は、その祭式禮文集に於て服従を命じては居るが、基督教義の中から、その様な命令を抜き出すことは困難であらう。傳ふる所によれば、聖保羅セントパウロが「妻よ、汝の

夫に服へ」と云つたさうであるが、しかし彼は又「奴隷よ、汝の主人に服へ」とも云つて居る。人を驅つて已存する法則に反抗せしめるなどの事は、聖保羅セントパウロのなすべき事業でもないし、又基督教徒宣傳と云ふ彼の目的にも反する。この使徒が、當時の凡ての社會組織を容認したからと云つて、それを適當な時期に於て變革する事を否認したのだと解してはならぬ。これ宛も、彼が「權力は神の命じ給ふ所なり」と公言したからと云つて、彼が軍閥的專制主義を以て基督教國の唯一の政治組織であるとして是認し、人皆、それに唯々諸々として服従すべきである命令したと解してはならぬのと同様である。基督教義を以て社會、政體の已存形式を不動のものに固定することを目的とするものであるとし、あらゆる變革に反對するものであると説くが如き、基督教を以て、回々教、波羅門教と同一視するものである。基督教がその様なことを説かなかつた故にこそ、進歩の程度速き人種の宗教となり、回々教や波羅門教は停止せる人種のみ、或ひはもつと適切にいへば、(本當に停止して居る社會と云ふものはないか

ら) 退歩し行く人種の宗教となつたのである。基督教國に於ても、いつの時代にも多くの人々は、基督教をその様なものにしてしまはうと企てた。即ち、吾々に同々教典ゴッペンのやうな聖典バイブルの解釋を教へ、凡ての改革を禁じ、吾々を一種の同々教的基督教徒に改宗せしめんとする人があつた。そしてこの勢力は仲々盛んであつたから、それに反抗して命を失ふた人も多かつた。しかし反抗は效を奏した。そのお蔭で吾々はかゝる進歩發達を遂げ、將來も益々進歩發達して行くのである。

十五

己に私は、服従の義務と云ふ一般的な問題を續述して置いたのであるから、女性の彼女の財産に關する權利と云つたやうな特殊問題に論及するのは殆んど無用な業である。何となれば、女性の相續財産や所得は、その結婚後と雖も結婚前と同様に、彼女の所有に歸屬せねばならぬといふ事を納得させるために、其の外の事を私がくたくし

しく云はねばならぬやうな譯の解らぬ人々には、私はこの論説を聞いて貰ひたいとは望まぬからである。規定は極めて簡單なものである。結婚前に於て、夫又は妻の所有品であつたものは、凡そ結婚後と雖も、各自の専有保管に委ねられねばならぬ。かうして置けば、強ひて夫の權力の向ふを張つて子供等に財産を保留せんがために、財産分與制によつて、それを固定する必要がない。或る人は、金錢上の問題に關して、夫婦が別箇の利害關係を有することを以つて、二人の生活を混然一體とすべき理想に反することゝして、女々しくも慨嘆するかも知れない。然し、私をして言はしめるなら、夫婦の感情が完全に和合して、凡ての物が彼等に共通になつたと云ふやうな場合に於てならば、私は財産の共有を強く力説する一人である。しかし、自分の物は汝の物だが汝の物は自分の物ではないと云つた様な原則に基礎を置いた財産共有には私は反對である。私は、たとへそれが自分に利益のある場合でも、かやうな契約を他人と結ぶことはお断りである。

十六

他の何れのものよりも一見明白で一般に心配の種となつて居る此の女性に對する特殊な不正壓迫には、全く他の諸弊害と没交渉な救済策がある。そして、それは疑ひもなく、最も手つ取り早い救済策である。己に北米合衆國の新聯邦に於ても、又舊聯邦に於ても、この點に關して女性に平等待遇を許す條款が、成文憲法の中にも挿入せられるに至つた。かくして、少くとも資産を有する女性の事實上の地位並びに結婚生活に於ける關係を、彼女が自身放棄しない以上は、彼女に權力の保證を與へることによつて、著しく改善したし、又一方に於て結婚制度の唾棄すべき濫用——即ち、男性が單に女性の資産を獲得せんがために、財産分與制によらずして彼と結婚する様に彼女を誘惑するなどの事が發生しない様に防止されて居る。もしも家族の扶助が財産所得でなく勤勞、所得に依つて居る様な場合には、夫が収入を得、妻は支出を司ると云ふ普

通の制度が、私には一般に、最も恰好な夫妻の分業だと思はれる。子供の出生に際する肉體的の苦痛と、その幼年時代に於ける看護教育の全責任にかへ、加へて、妻には夫の収入を家庭全體の慰安の爲に、注意深く且つ經濟的に消費する任務があるのであるから、妻は實に彼等の共同生活に必要な身體並に精神の勞苦の半分どころか大部分を負擔して居るのである。で、もしも彼女が、これ以上に職業に従事する様なことがあつたならば、それは決して彼女の責任を軽くすることにならないで、彼女がそれを適當に遂行することの妨害になるだけである。彼女自身が子供や家庭の世話が出来ない様になつたとしたら、誰もその世話をする人がないではないか。子供丈は、死ぬの限りは或ひは立派に生長することもあるだらうけれども、家庭の取締がそれでは、うまく行く筈がないから、たとへ妻が幾分利得を得るやうなことがあつても、單に經濟上から考へても差引損になる。だから、特に別の事情の存しない限りは、妻が勞働によつて家庭の収入を増すと云ふ様なことは、望ましい習慣ではないと私は考へる。特

別な場合に於ては、妻がそうする事が、法律上に於ては彼女の君主たる夫をして、彼女を尊重せしめるといふ結果を生ずるから、妻には有用であらうが、しかし又一方から考へると、夫をして益々その権力を濫用せしめ、妻を働かして、一家の扶助を彼女の勞力に一任し、彼は飲酒懶惰に日を送ると云ふ様な結果に陥らぬとも限らぬ。もしも妻に獨立の資産のない時には、彼女が利得を得る能力を有すると云ふことは彼女が體面を保つ上に甚だ重要である。しかし結婚が、服従の義務を含まない平等な契約であるならば、又もしも共棲が眞に苦痛である様な人々には、それがいつまでも強制されて不幸の種となるやうなことなく、正當な條件の下に別居が（私は今離婚のことを云つて居るのではない）道徳的にその資格ありと認められた女性に許されるならば、又もしもその場合に於て、男性に對すると同等に彼女にも、立派な職業の途が開かれてさへ居たならば、妻が結婚生活を送つて居る間に、彼女のこの特殊な技能を發揮することが、彼女の保護のために必要である筈はない。丁度男性が職業を撰擇する場合

のやうに、もしも女性が結婚したならば、一般に彼女は、家庭の取締と家族の扶助とを以て、（そのために必要な丈の時期の間）、彼女の最大の義務として選擇したのだと解釋すべきであつて、決して其の他の凡ての目的職業を抛つて終つたのだと解釋してはならぬ。彼女は只この結婚生活に障害を來すやうな職業目的を抛棄した許りであるのだ。で、家庭内で處理することの出來ぬ様な戶外職業を、慣用的にかつ組織的に交際に營むことは、この原則により、事實上に於て大多數の既婚婦人には禁ぜらるべきであるが、この一般原則は、個々の場合に適宜に適用せられるやうに、充分に寛大でなければならぬ。そして、特別に他の職業に適する才能を有するものは、たとへ結婚にしてもその天職に従事する事を許されなければならぬ。そして、この場合に於ては、彼女が一家の主婦たる日常の職能を遂行する上に、多少の遺憾ある事は、誠に避く可からざることであるから、それを補ふ何等か適當な處置が講ぜられねばならぬ。これ等の事柄は、敢て法律を以て規定する必要はない。人々の注意が正當にこの問題

に向けられた場合には、これを輿論の定むるがまゝに任して置いても、毫も心配はな
 5. のである。

第三章 婦人の参政権

一

女性の平等待遇と云ふことの中に包含されて居る其の他の問題——例へば従来は男
 の獨專するがまゝに任されてあつた凡ての職能職業を女性に開放しなければならぬと
 云つたやうな問題に關しては、苟くも家庭に於ける女性の平等待遇と云ふ點に於て私
 と同感の人ならば、その人にそれを納得させる事は少しも困難ではない。女性の家庭
 以外に於ける無資格は、只家庭生活に置ける彼女の服従を維持せんがためにのみ力説
 せられて居るのである。蓋し未だ男性にとつては對等人と共棲するが如きは、その堪
 へざる所である。で、もしかかゝる事情が存しなかつたならば、殆んど凡ての人は
 現今の政治並びに經濟學說に照らして、人類の半數をして利潤多き職業及高尚な社會

的職能に就かしめないと云ふことが甚だしく正義に反した事であることを承認するであらう。かくの如きは、實に男性にはその最も愚鈍下賤な者にさへ開放せられて居る職業が、法律上女性には生れ付適しないし、又適する見込がないとするもので、又いかに女性が適して居ても、男性をして獨專的にその職業に就かしむる爲に、それを女性には禁ぜねばならぬとするものであつて、不正義も亦甚だしいと云はねばならぬ。過去二世紀間に於て、(事實そう云ふ場合はなかつたが)女性の無資格の理由に對する疑問が起つた場合にも、常に女性の無資格と云ふ事實が儼然と存するのであるから、その原因などを探るのは無用の穿鑿だと云つて、それで済ませて來たのであつて、女性が精神能力に缺如して居るからその無資格が生ずるのだと斷言したものはなかつた。そして又事實、公的生活の競争場裡に於て、女性が才能を發揮した場合も随才多かつたから、何人も決して彼女が精神能力に缺如して居るとは思つて居なかつたのである。當時女性の無資格の理由として擧げられたものは、女性が適しないといふ

ことではなくて、その方が社會に利益であると云ふことであつた。無論、この場合社會の利益と云ふのは、男性の利益と云ふ意味であつて、宛かもこれ、如何なる兇暴な罪惡と雖も「國是」と云ふ一字で片付けて終つたが、その實、「國是」と云ふ事は、政府の便宜及既存官憲の擁護と云ふ意味にすぎなかつたのと同様である。現代に入つてからは、權力と云ふ字は、大きな顔しては使へなくなつたので、誰かを壓迫する必要の生じた場合には、それが壓迫されるものの利益になるからそうするのだと云ふのが常例になつて居る。故に女性に或る事柄を禁ずる場合にも、女性にはその事柄をなす能力がないから、もし彼女がそれを企てた場合には、彼女の幸福成功の道から脱出したものと云ふべきものであると云ふ事を言明する必要がある、且つそれを信ずるのが正當であると思はれて居る。しかしこの理由を信ずべきもの(私は決して妥當なものとは云はない)とせんがためには、それを力説する人々は、その議論を吾々の經驗以外に迄も押し進めて行く覺悟がなくてはならぬ。一般に女性は、一般男性よりも、

高尚なる精神能力の天賦が不足だとか、女性の中では、最高な智的な性質の職業に適するものの数が、男性の場合よりも少ないと云つた丈では、未だ理由が不充分である。如何なる女性も、それ等の職業に適しないし、又、最も優秀な女性と雖も、その精神能力に於て、これらの職業に従事して居る男性の最も愚鈍なものよりも劣つて居る事を證明する必要がある。何となれば、その職業を履行することが、自由競争及び其の他公共の利益に合致する選擇方法によつて決せられたならば、顯要な職業が、一般男性若くは一般の男性競争者に劣つて居るやうな女性の手に落つる氣遣ひはないからである。只、かゝる職業に従事する女性の数は男性のそれよりも少ないには違ひない。大多數の女性は、何人も彼女に匹敵することの出來ぬ所の一つの職業を常に好むから、かう云ふ結果になるのである。で、もしも過去の時代のみならず、近代の事實に眼を注いだならば、如何に女性を貶す人でも、多數の女性がたつた一つの例外を除けば、男性のなし得ることは彼女も之をなし得るのみならず、又それを充分立派に

仕終しませると云ふ事を否定する譯には行かないであらう。充分女性を悪く云つた所で、たかが女性が男性程に成功しなかつた仕事——即ち女性が最高所に達することの出來なかつた仕事が随分多いと云ひ得る位なことである。しかし、精神能力のみを要する仕事の中で、女性が可成り高い所に達する事の出來なかつたやうなものは、さして多くはないのである。これによつてこれを觀れば、女性にその能力を發揮して、男性と拮抗する事を許さぬと云ふのは、女性に對する壓制であり、又社會進歩の妨害ではないか。かゝる職能が、屢々、女性よりも不適當で、自由競争場裡に於ては見事彼女に壓倒せられさうな男性の手で遂行せられて居ると云つても、決して過言だとは云はれぬではないか。又、それは女性に限つたことではない。男性に於ても、今問題中の諸職業に充分適當な人物が、不適當な事業に従事して居る事もあるのだからなどと云つてごまかしてはいけない。これは如何なる自由競争に於ても、免れぬことであるのだから。そして又、果して女性の適當なもの迄も、その職能に就くことを禁じ得る程に、

男性中に高等な職業の任に堪へる人が多過ぎるであらうか。又、社会的に重要な義務職業に空位を生じた時には、すぐ様それを満たし得る程に立派な男性が澤山あるから、人間の半數を占むる女性に禁令を布いて、そのいかに卓抜なものといへども、豫めその才能を發揮することを禁止したつて構はないなどは、どの面下^つげて公言し得るだらう。萬一、女性がそれ等の職能に對して無用であるとした所で、彼等に名譽顯位を享受することを拒み、且つ萬人均しく男女如何を問はず享有すべき道德上の權利、即ち（他人に損害を與へざる限りに於ては）いかなる職業をも、各々その嗜好に應じて選擇し、且つその責任を負ふと云ふ權利を、彼等に與へないと云ふ事は、果して正義と合致する行爲であらうか。こんな事をしては、單に女性に對し損害を與へる計りでなく、又實に女性がそれらの職業に従事することによつて利益を受くべき社會一般に對しても損害を與へる事になる。或る種類の人々に、彼等が醫者になること、辯護士になること、代議士になる事を禁じたならば、それは單にその禁ぜられた人に損

害となるのみならず、又その醫師に診察を受け、その辯護士に辯護を依頼し、又はその代議士を選出せんとする人々にも損害を與へる事になる。又かくの如きは、或る職業に就くことを競争して居る人々に對して、競争と云ふものゝ刺激的效果を著しく減殺する様な結果になり、且つは各人の自由選擇の範圍を縮少することともなり、その人生社會全般に及ぼす損害は、實に測り知れぬ程大きなものである。

二

私の所説を仔細に論ずるに當つては、その議論の範圍を、公共的性質を有する職能のみに限定しても大過がないと思ふ。何となれば、もしこの點で私の所説の正しいところが立證されたならば、女性を加入せしむべきや否やが多少でも問題になるやうな諸職業には、全部婦人を參與せしめざるべからずと云ふ結論に達する事、極めて容易であるからである。で、こゝで先づ私は、他の諸職能とは全然趣きを異にする一つの職

能、——即ちその職能を遂行するに當つては、果してそれを遂行するに足る才能を女性に有するや否やと云ふ事を、少しも論ずる必要のない或る一つの職能を、最初に擧げて見やうと思ふ。それは即ち參政權である。(國會、市會議員選出を問はない。)政事を執行すべき人を選出することに參與するといふ權利は(即ち選舉權は)その政事を執行せんがために競争する權利(被選舉權)とは全然異なるものである。自ら代議士たるに適しない人は、何人と雖も國會議員を選出する事が許されないとならば、その國の政治は寡頭政治に化するであらう。で、或る一人の人が、一生國事を執掌する機會がないにしろ、せめてその人の支配を委任するに足るべき人の選出に參與することは、各人に許されねばならぬ所の自衛の一手段である。女性がかかる選擇の資格ありと認められて居ると云ふことは、法律が已にその選擇權を、彼等に最も緊要なる場合に於て認めて居ると云ふ事實からこれを推定することが出来る。何となれば、その女性がその一生の間支配さるべき男性を選擇する事は、常に女性によつて自由に遂行

されて居る筈になつて居るからである。議員選出の場合に於ては、憲法はその選舉權に、凡そ必要なる制限保護を設けて、これを限定しなければならぬ。しかし、男性の選舉權に關しては、これ／＼の保證で充分であると極つた以上は、それ以上の保證を女性の場合に於て、特に設けると云ふ必要はどこにもない。いかなる條件、いかなる制限を加へたにしろ、一度男性に選舉權を許した以上、同様の條件及び制限の下に、女性にもそれを許さぬと云ふことは、甚だしく正義に反する。或る階級に屬する女性の大多數が、同一階級に屬する男性の大多數と、政治上の意見を異にすると云ふことのあらう道理はない。勿論女性自身の利害が包含せられて居る様な場合は自から別問題であるが、かかる場合があればこそ、却つて女性の選舉權が、その正當にして公平なる待遇を受くべき保證として必要なのである。此の點はいかに私の主張する原理に不賛成な人でも、首肯せざるを得ないであらうと思ふ。もしも凡ての女性が妻たるべきもので、又凡ての妻が奴隷たるべきものであるにした所が、これらの奴隷にこそ、

尙更法律上の保護を加へる必要があるのである。法律がその主人によつて造られた場合に、果して幾何の法律上の保護がその奴隷に與へられるであらうか。蓋し絶無なりと云つても過言ではあるまい。

三

單に女性が選舉に參與するのみならず、又重要な公的責任を包含する職務に就き、又はその職業を営むことに女性が適するや否やと云ふ點に關しても、私は己に、かゝる事を考慮する必要が今の問題を實際に論ずるに際しては大して肝要なことでないこと云ふ事を述べておいた。何となれば、女性がその開放せられた職業に成功したと云ふことが、それ丈で充分彼女がその資格のあることを證明して居るからである。で、事、公職に關する場合に於て、一國の政治組織が、不適當な男性にはそれに就くことを禁じて居る様な場合には、同様に女性にそれを禁じてもよい。しかしそうでない場合に

於ては、不適任な人がその公職に就くことを許す以上、それが男性であつても、女性であつても、大してその爲に弊害が加はる筈はない。だからこれらの職務に、たとへいかほど少數なりとも、苟くも女性が適當であることが認められた以上は、いかなる倭辯を以てしても、これら例外の卓越せる女性に、一般女性の才能が低きの故を以て、これらの職務に就くことを禁ずる法律が、正しいものだとは、どうしても云ふことが出来ないであらう。今云つた様なことは、さして重大なことではないが、しかし、決して見當違ひのことを云つたのではない。偏見なく公平に觀察したならば、女性の無資格に反對せざるを得ない許りでなく、又それに反對する方が、實際上の利益甚だ多しと云ふ結論に達するに違ひないのである。

四

で、まづ暫く、女性と男性との間に存すると想像されて居る精神的の差違は、彼等

の教育並びに環境の差異に基く自然的結果であつて、兩性の天性の根本的差違を示すものでなく、況や女性の根本的遜色を示すものでないと云ふ考へに、有力な證明を與へる所の心理的考察は、凡てこれを後廻しにしやうと思ふ。私は女性を 現在あるがまゝに、若くは過去に於てかうであつたと知られて居る範圍内に於て、即ち、彼女等が實際に於て現した所の能力に基いて、考察したいと思ふ。已に過去に於て女性の遂行した所のことは、(少くとも其の他のことは扱て惜くとしても)女性にその能力あることを立證されて居るのであると云つてもよいと思ふ。男性の進途を阻まざらんがために、女性がいかにばかりそれらの職業、目的に適應する様に教育せられる代りに、それらのことに適しない様に教育せられて居るかと思ふことを考へたならば、女性が實際に遂行した事業のみに私の立論の根據を置く許りで、もしも教育その宜しきを得たならば、彼女等がいかにばかりの能力を發揮するやを考へないのだから、私が出来るだけ理論の確立を保つ爲めに、ウ、ント、遠慮して居るのだと云ふことは明かであらう。

何となれば、この場合に於ては、消極的の證據は價值が少ないのに反して、積極的の證據は確實なものであるからである。でもつと解り易く云ふと、未だ嘗て優秀にして、男性の諸天才に比肩するに足るべき程の作品を出して居ないと云ふ理由を以て、女性が、ホーマーとなり、アリストートルとなり、ミカエロアンゼロとなり、ベートーヴェンとなることは不可能だとは斷言することが出来ない。これらの消極的な事實(これくでない)と云ふ事實は、大まかにまけても、依然としてこの問題を解決する事は出来ない。そして心理學的に、もう一度この論の當否を考察する必要が起つて来る。しかし、女性がエリザベス女王となることや、デバラ(譯者ヘブラ)となることや、ジャン、ダルクとなることが出来ると思ふは實に確實である。何となれば、それは推定でなくて事實あつた事であるからである。然るにこゝに甚だ不可思議千萬なことだと思はれるのは、現行法が女性に參與することを禁じて居るたつた一つの事柄が、それが女性が事實その能力のあることを實證して居る事柄であると云ふことである。

女性に沙翁の如き演劇を書き、モツァルトの如き樂劇を作曲することを禁ずる法律は世の中に存して居ない。しかるに、エリザベス女王と雖も、又ヴィクトリア女王と雖も、もしも彼等が偶然王位を承繼しなかつたならば、政治には毫も參與するの機會はなかつたに違ひない。しかるに、特に前者、エリザベス女王の如きは最大政治家の列に入ることの出来る程の卓越せる才能を持つて居たのであつた。

五

心理的探究はさて置き、もしも經驗によつて何等か斷定的事實を推定し得るならば、その事實とは即ち、女性がなすことを許されなかつた職能こそ、とりもなほさず女性が特にその資格を多く有する事柄であつたと云ふことである。女性にその機會の與へられた事は實に少なかつたが、それにも拘らず女性はその困難を切りぬけて、政治的才能を發揮したのであつた。しかるに、自由に女性に開放されてあつた職能に

於ては、その功業^いしかく顯著ではなかつたのである。吾々の知つて居る如く、歴史上女王の數は、男王に比して、甚だ少なかつた。しかるに一朝女王が王位に即くや、その治世は多く國事多端の際であつたにも拘らず、その政治的手腕を有して居た女性の割合は、男性の場合よりも多かつたのである。そして又殊に注意を要することは、多くの場合に於てこれらの女王は、普通因習的に、女性の性格だと想像されて居る所のものとは、^まるで反對な長所を持つて居て、それが彼等の政治に役立 たと云ふことである。即ち彼等はその政治に當つては、堅忍不拔で且つ思慮が深かつたのである。もしも女王女皇のみならず、各國の攝政副王迄も勘定に入れたならば、卓越せる人類の支配者であつた女性の數は、莫大な高^{たか}に上るであらう。(原著者ミルの註——又、特に、歐羅巴のみならず亞細亞をも考へに入れたならば、一層私の云ふ所が眞實であることが解るであらう。印度の王國に於て、政治が完全に慎重に經濟的に行はれ、何等壓迫を加へずとも秩序が維持され、耕作行き届き民富強なる國があるとすると、そ

の四分の三は女王の治下にある王國である。これは私にもまるで思ひ設けぬ事柄であつたが、印度に於ける政治状態を公式に詳述したものを讀んで知つたのであつた。この様な例證は甚だ多い。何となれば、印度の各憲法に従へば、女性は國王たることは出來ないけれども、王位承繼者が未だ幼弱である間は、法律上その攝政となることが出來るからである。で、男王は多く安佚淫蕩を貪るの結果夭折する場合が多いので、従つて攝政の要ある場合が多い。若しも、吾々が、これらの攝政達は決して公生活に出入せず、その親族にあらざる男性と言語を交はすには、帷カウチンを隔てて會話するので、又彼等は讀書をしないし、よし又讀書をした所で印度語の本でいさゝかたりとも彼等に政治的智識を與へるものはないのだと云ふことを考へたならば、彼等の提供する所の女性が政治に於て先天的才能を有すると云ふ事の實例は、甚だ貴重なものである。これらの事實は、到底否定することの出來ないもので、ズツと昔或人は、この點に關する議論を鸚鵡返しにして、女王は男王よりも勝れて居るがその譯は、男王の治下に

あつては女性權力を振ひ、女王の治下にあつては男性が權力を振ふからだと云つて、男性が女性よりも優れた政治的才能を有するといふ一般定則を、しらず／＼の間に、云ひ曲げてそれに反對すべき有力な言質としたものもあつた。

六

かう云ふつまらない冗談に眞面目に食つてかゝるのも、甚だ大人氣オトコシない話だが、しかしこんな事に感心して居る人もある様だし、或る人の如きに至つてはこの格言の中にさゝい、眞理が含まれた様な顔をして、それを引用した人があつたと聞いて居る。何れにしても、どんなつまらない事でも、何とか役に立つものであるが、今私はこの冗談を議論の出發點として論じて見やう。で、先づ第一に私の云はねばならぬ事は、男王の治下にあつては、女性權力を張ると云ふことが眞實でないことと云ふことである。かくの如きは全然例外の場合であつて、暗愚なる國王は、女性の寵臣のみに限らず、

屢々又男性の寵臣の籠絡する所となつて悪政を行ふことがある。或る一人の國王が、彼が生來好色なるの故に、女性に専暴を許した場合、無論多少の例外はあるにしても、概して善政は望む事が出来ない。しかし、佛蘭西の歴史に於て、二人の國王は自發的に國事の指導を長年月の間一人は母に、一人は姉妹に託した。その一人なるシャルル八世は幼年の際、國事を母に託したが、それは實に彼の父にして、當代無双の名君であつたルイ十一世の遺志に従ふたのであつた。他の一人たるサン、ルイは、シャールマン大帝以後、最も善良にして又最も英邁なる君主であつた。それらの王女は二人共に、當代の如何なる男性皇族も比肩することの出来ない程に立派な政治を施したのであつた。皇帝カール五世は、その時代に於ける最も優秀な國王で、その配下に屬する才能ある男性の數も甚だ多く、又好惡に類はされて大義を忘れるやうな憂うれひの微塵もない英主であつたが、しかもその皇族中二人の皇女をネーデルランドの總督に任じ、彼の全生涯を通じて、その職はこの二人の皇女の占むるが儘に放任した。(後には又

更に一人の皇女が、第三番目に任命された。)しかるに二人ともその統治宜しきを得、殊に其の中の一人たるマルガレット、ラブ、オーストリアは當代に於ける名政治家の一人であつた。前の問題の一半はこれで片付いた。では、他の一半を論じやう。で、女王の治下に於ては男性權力を張ると云ふ事は、果して男王が女性に支配されると云ふのと、同じ意味に解さるべきものであらうか。それは女王がその政權を嬖臣に委ねると云ふ意味であらうか。かゝる場合は眞に少ない。淫蕩、カザリン二世の如きに於てすら、そんなことは決してなかつた。そして又、男性の影響によつて善政が布かれたと稱せられるのは、決してかゝる場合を指すのではない。で、もしも、女王の治下にあつては、一般の男王の治下に於てよりも、秀れた男性の手によつて行政が執行されること云ふことが眞實であるならば、そは女王の方が人物を選択する上に於て、優れた才能を有すると云ふ事ではなければならぬ。かくして女性は男性よりも、王位にも又宰相の地位にも適當なりと認められねばならぬ。何となれば、宰相の主要なる職務と

云ふのは、自から政務を執ると云ふ事ではなくて、國政の各部署を處理すべき最も適當な人物を發見する事であるからである。女性が男性に卓越せる所として一般に認められて居る所の性格を手つ取り早く悟得する直観が、(他の點に於ては、又男性と殆んど同等の資格があるし) 男性よりも、女性をして、人類統治に關與する人々の最も緊要なる職務たる所の、人物選擇に一層適するものたらしめたのであつた。何等教養なきカザリン、ド、メヂチすら、一人の救恤大臣の眞價を感じる事が出来た。しかし又同様に、偉大な女王の多くは、自身に於ても偉大なる政治的才能を有し、その理由の下に名臣がその君側に集まつたのであつた。彼等はその政治の最高權を自分の掌中に握つて居たのであつた。でも、もしも彼等が臣の忠諫に耳を傾けたとしたならば、それこそ彼等の判斷力が政治の大問題を處理するに適當して居たと云ふ事の強い證據となるのである。

七

已に政治といふ重要なる職能に適するものが、さまで重要でない職能には適しないと云つても間違ひではないであらうか。皇族の妻たり姉妹たる人が、その必要ある場合に際しては、政事に關して皇族自身に決してその資格が劣つて居らぬと云ふことが已定の事實であるにもかゝらず、政治家、行政官、會社の重役、及び公共施設の管理者の妻たり姉妹たるものが、その夫及兄弟のして居る事業に不適當だなどと云つても、理屈に外れては居ないだらうか、事のこゝに至つた理由は實に明白である。その理由と云ふのは、皇女達は、一般男性よりも男女の別によつて低い地位に置かれる代りに、貴賤の別によつてより、高い地位に置かれたものだから、自身政治に干與することが女性として不謹慎なことだとは教へられて居なかつたし、又、彼等の周圍で日々行はれ、又萬一の場合に於ては、身を挺してそれに參與する必要のあつた所の政治に、教養ある人々に許さるべき範圍内に於て自由に興味を感じることが許されて居たからである。あらゆる女性の内で、皇族家の淑女のみに、男性と同等の興味の範圍と、自

由を發展が許されて居たのである。そして又彼女等のみが男性に對して毫も遜色がなかつたのである。女性の政治的才能の有無が實際に試験された度數に正比例して、彼等の資格あることが益々認めらるゝに至つたのである。

八

此の事實は、女性が過去に於て遂行した功業によつて、女性の特徴と稱する事の出来る特殊の傾向並びに才能に關して、人類歴史の貧弱な經驗が吾々に示した所の、一般的結論中の最良なるものと一致して居る。私は女性の將來と云ふ問題は暫く措いて置く。何となれば、私が前に屢々述べた如く、女性の性質及能力が如何なるものであるかと云ふことを、自然的構造といふことで決定するのは、極めて僭越なことだと思つて居るからである。女性は從來、その自發的發達と云ふ點に於ては、極めて不自然な状態の下に置かれて居たので、彼等の天性は著しく不具なものとなり又隠蔽せられ

て居る。だから女性の天性が、男性のそれと同様に、自由に放任されたまゝで發達し、又人類社會の安寧のために、男女兩性共に萬遍なく加へられるやうなものを除いては、何等人爲的拘束が加へられてなかつたにしても、性格並びに能力の差違が（たとへ實質的な差違でなくてもよい。どんな差違でもよい。）自然と顯れるだらうなどと云ふ議論は、一顧の價値もないものである。私は逐て、男女間に存する差違の内、その最も争ふべからざるものも、少しも先天的能力の差違によるのではなくて、單に環境によつて生じたものに過ぎないものであることを示さうと思ふ。しかし、女性はその經驗によつて知られる所によれば、彼女の才能の一般的方向は、實行的の方面に存すると云ふことは、この問題に關する一般論の如何なるものよりも、多くの眞理を含んで居ると云ふことが出来る。この説は、過去並びに現在に於ける女性の公的歴史の示す所と一致するし、又普通の日常經驗に照らしてもこれを確證することが出来る。才能ある女性の特徴とせられて居る精神能力の特殊な性質を考察して見るに、それは何

れも、女性を實行に適任ならしむるものであり、又それに向はしむるもの許りである。抑も女性の直觀的認識の才能とはどんな意味であるか。それは即ち、現存する事實を、手つ取り早く正確に内觀すると云ふことである。それは一般的原则と云ふ事とは、まるで無關係なことである。いかなる人と雖も、自然の科學的法則を直觀によつて認識した人もないし、又それによつて道德上の義務及び節度に關する原則に到達した人もない。これらは何れも、經驗をヂツクリと丹念に是正し、比較した結果であつて、直觀能力ある人はその男性女性たるを問はず、この方面に於て名聲を揚げた人は絶無だと云つてもよい。尤もこの場合に必要な經驗が、彼等自身で獲得し得るやうなものである場合は別問題である。何故と云つて、彼等は所謂直觀的慧智によつて、觀察と云ふ彼等の個人的な方法によつて集積することの出来るやうな一般的眞理ならば、それを集めることに於いては、とりわけ得意だからである。故に、もし女性にして偶然にも讀書教育によつて、他人の經驗の結果を、男性と同様に獲得したならば、(私は

「偶然にも」と云ふ字を故意に用ゐた。其の故は、彼等をして公的生涯に適せしむるに必要な知識に關して教養ある女性と稱することの出来るものは、悉く獨學した女性で、他から教育を受けた人はないからである。)彼等は一般男性よりも、實行的方面に於て、巧妙にして且善果を得るに必要な諸性質を具備して居ると云ふ事が出来る。充分な教育を受けた男性は、稍もすると現在の事實に關する感性が鈍い。彼等は、彼等にそれを處理せんことを命ぜられた事實の中で、眞にそこに存する事柄を見ないで、嘗て教育された通りの事柄許りを見る。才能ある女性の場合にはこんな氣遣ひはない。彼等の「直觀」能力が彼等をして、そのやうな錯誤に陥らしめないのである。同等な經驗と一般的才能を持つて居る場合には、普通女性は男性よりもその眼前にある事柄に、より多く氣が付く。そしてこの目前の事物に對する感性が、「理論」と反對の意味に於ける「實行」には缺くべからざるものであるのだ。一般的原则を發見するのは、思索的能力による。しかし、それら一般原則を適用する場合と、適用すべ

からざる場合とを理解し識別するのが實行的才能である。そしてこの才能に於ては、現在の女性は特殊なる能力を有するのである。「原則」のなき所に立派な「實行」のないこと、及び女性が特に才能を有する観察の鋭敏と云ふことが、屢々女性が彼女の観察に基いて、輕卒な一般論を形成するやうな結果を招くことを私は承認する。しかしそれは又同様に彼女の観察の範圍が擴がるに従つて、その一般論を是正することに速かならしめるに效あるものであることをも斷言して置く。しかしこの缺點を矯正するには、是非とも人類の過去の經驗を知る必要がある。即ち、教育が最もよく授け得る所の一般的知識が必要である。女性の過誤は、利巧な獨學の男性のそれに、大層よく似たものがある。彼等は尋常一樣の教育を受けた人が發見しない様なことを發見することもある代りに、一般人の熟知して居る様な知識が缺如して居るために、錯誤に陥る事もあるのである。無論彼等にも、隨分一般的知識の素養がないとは云はぬ。でなければ、とても今迄無事生活して來られた筈がないからである。しかし彼等の

知識は、少しづつ、手當り次第に拾ひ集めて來たものなのである。凡てこれらのことは女性一般に關しても云ひ得るのである。

九

しかし、この女性が現在現實並に目前の事物に執着するといふことがその集中の結果却つて錯誤を生む原因ともなるが、又一方に於ては、それと反對な錯誤に陥らぬことの立派な豫防となる。思索的心意を有する人がそれ自身に於て陥る過誤の内、その最も主要にして特殊なものは、客觀的事實の生躍せる認識及びその現實感の缺如と云ふ點である。この缺陷のために、彼等は屢々客觀的事實と彼等の學說との間に存する矛盾を看過するのみならず、全然思索の合理的な目的を没却して、彼等の思索力をして、邪道に赴くがまゝに赴かしめ、遂には、その生物たると無生物たるとを問はず、たとへその理想化されたものすらも、現實的事物としては、一つも存せず、形而上學の

幻想又は單なる言語の綾あやによつて造り出された幻影の具象體のみ存する境地に彷徨し、しかしてこれらの幻影こそ、最も高尚にして最も先驗的な哲學の對象だと思惟するに至るのである。苟くも、單に觀察によつて知識の資料を集積することのみを以て能事とせず、又思索の過程によつて、科學的眞理若くは行爲の法則にそれらを綜合せんとする理論家思索家にとつて最も重要なことは、彼等が、眞に卓絶せる女性の協力と指導を受けて、その考察を遂行すると云ふことである。彼等の思索が、實在の事物及び自然の現實的事實の範圍より脱出することを止めるためには、それに匹敵する程に利益の多いことは他にないのである。女性は決して抽象に熱中して終ふやうな恐れはない。事物を、一群としてよりも、個體として取扱はんとする女性心意の常習的傾向、（及びそれと關聯したことであるが）實行に適用し得る様々の事柄の中で、女性に何よりも先に、かくかくの事をしたら、他人に、どんな感じを起させるだらうといふことを考へさせる所の、女性が人々の現在の感情に有する、躍動せる興味——これ

ら二つの事柄が、女性をして個體を没却して、あだかも事物は凡て皆、或る想像的な統一者——生物の感情に還元することの出來ぬ様な單なる心意の所産物——のために存するか如き取り扱ひをなすが如き思索に、決して信を措かざらしめて居るのである。かくて女性の思想は、男性思想家のそれに現實性を賦與するがために有要であり、又男性の思想は女性のそれに廣さと大きさを與ふるために有要だと云ふことになるのである。廣さと云ふことでなくて、深さと云ふ點に關しては、己に現在に於ても女性が決して男性に對して遜色のないと云ふ事を信ずるのである。

十

かくて、女性の現在の精神的特質が、かくの如く思索の場合にも有要なことが明らかになつたが、己に思索がその用を終つた場合、即ち或る一定の一般原則を造り出した場合に於ては、その一般原則を實行によつて實現するためには、女性のこの能力が一

層重要である。己に前に述べた理由によつて、女性はその一般原則が到底適用すべからざるやうな特殊の場合——若くは、それを適用せんがためには、その一般原則に或る變改を加へなければならぬ様な場合にも、依然としてその原則を固守するといつた様な、男性一般の過誤に陥ることが、比較的少ないのである。で、今や私は進んで、伶俐な女性が男性に優つて居ると云はれて居る所の長所——即ち理解の神速といふ點を考察しやうと思ふ。この理解の神速と云ふ事は、實行的な人には缺くべからざる要素である。行爲をなすに當つては、常に即座に物事ものごとを取り定める必要がある。思索に於ては、この必要が少しもない。單なる思想家は隱忍時の至るを待つて徐ろに思索し、かくして様々な證明法を修得する事が出来る。彼には即座にその哲學を完成せねば、時機が去ると云つたやうな憂がない。不十分な論據から、及ぶ限り最善な決論を産み出す能力などは、哲學には無要である。勿論、已知の事實を凡て綜合して、一時的な假説を造る事は、將來の考究のためには必要である。しかし乍ら、この能力は哲學に

有要なものだと云ひ得る丈で、哲學に缺くべからざる資格ではない。そして思索の場合に當つても、又この一時的假説を造るに當つても、哲學者は時間の制限を受けて居ない。いつなりとも、都合のよい時にやればよい。彼には、その事業を神速に遂行する能力は必要でない。寧ろ彼には、徐ろに思索を練つて、その感得した眞理を明確にし、かくして、想像を一つの定理の形に變へる所の忍耐の方法が必要である。しかしこれと反對に、一時的で消滅し易きもの、——即ち一組の事實でなくて、個々の事實を處理することを業とするものには、思想の神速と云ふことは、思索力それ自身に次いで、最も必要な資格である。たとへこの能力を持つて居ても、即座に、又行爲の機宜に應じてこれを用ゐることが出来なかつたならば、全然その能力を持つて居ないのと同じことである。彼には批評家としての資格はあるが、實行家としての資格はない。しかして、女性及び女性的な男性が、明かに秀れて居るのはこの點である。他種類の男性は、その能力いかに卓拔なものといへども、それを遺憾なく發揮するため

は長時間を要する。で、彼が彼の充分に習熟して居る事柄に於ては、判断の迅速と適當な處置の政治を示しても、それは只勵精な努力の結果、徐々に習慣の形に變形したものにすぎぬのである。

十一

しかし又、かう云ふことを云ふ人があるかも知れない。女性の過敏な感受性は、家庭生活以外の實行の方面に於ては、彼等をして、輕佻にして動じ易く、事態の感化を受くること激しく、その隱忍自重を失し、その能力を發揮する力を不同、不確定ならしむるの結果、その實行の資格を剝奪するものであると、私は思ふ。これ等言說の中には、高尚な、人生の重大の事務に女性が適しないといふ反對説が悉く包含せられて居ると。これら女性の缺點の多くは、女性の神経の精力の過剰が、その捌け口のなまゝに溢れ出したものであるから、その精力が、その向ふべき一定の目的を與へられ

た場合には、こんなことは止む あらう。又、その多くは、意識的若くは無意識な教養の結果である。それは、その猖獗が止んで以來、ヒステリーや心氣喪失と云ふことが全然なくなつたと云ふ事實によつて判断することが出来る。しかのみならず、人々が、上級階級の女性の如く、(我國に於ては、他國に於ける程に、その程度は激しくないが) 温室植物のやうな養育を受け 空氣や氣温等の身體に效ある變化を受けず、循環系統等に筋肉系統に刺激と發達を與へる様な業務練習を施さるゝ事なく、しかもその神経系統は、特にその感情的方面に於ては、不自然と思はれる程までに刺激せられた場合に於ては、幸ひに肺結核で死ぬ事を免れたものと云へども、些細な内部若くは外部的な原因によつて感動を受け易く、持續的な努力を要するやうな肉體的並に精神的の業務を遂行するに足る根氣のない體質となつても、少しも不思議な事はない。しかし、生計のために勞働するやうに育て上げられた女性は、彼女が密閉した不健康な部屋に於て、居坐りの仕事計りに従事せしめられぬ限りに於ては、これらの病的徵

候を呈する事は絶無である。その幼年時代に於て、早くその兄弟と共に健全な體育を施され、身體の自由を與へられ、且つその後年に至つても、充分に新鮮な空氣と運動とを許されたものは、その活動的な業務に對する資格消滅を來すべき、神經の過敏な感受性を有して居るものはない。無論例外の場合は、男性にも女性にも存するのであつて、或る人の如きは、神經の感受性の過敏が生得的で、その生活現象の諸性質に甚大の影響を及ぼす所の、彼の身體組織の一特徴となる程迄に明瞭なものもある。この體質といふものは、その他の生理的形態の如く、遺傳的なもので、男兒にも女兒にも同様に傳はる。しかし乍ら、所謂神經質といふものは、男性よりも女性の方に多く遺傳するといふ事は、可能でもあり又確かである。で、今假にこれを事實とした事として、果して神經質の男性は、普通の男性の従事する義務、職業に不適當であらうかと考へて見る。そして、もしそうでなかつたとしたならば、同様に神經質な女性が、それらに不適當だと云ふ事は、あり得べからざる事である。氣質の諸特徴は、或る點ま

では、或る職業に於ては、その成功を助けるが、他の職業に於ては、その妨げとなる。しかし、その氣質がある職業に適して居る場合に於ては、又時々はそれに適しない場合に於てさへも、成功の光輝ある實例が、屢々、神經の感受性强き人々によつて提供せられて居る。彼等の性質が實際に顯現する場合に於て、その主なる特徴と稱すべきは、他の生理的體質を有する人よりも、強き程度に興奮することが出来るから、その一度興奮するや、他人の場合に於けるよりも異常な能力を示すことである。換言すれば、彼等はいかゝる場合に於ては、平常よりも優れた人間となつて、彼等が通常の場合に於ては、全然なし能はぬ所の事柄を容易に爲すことが出来るのである。病弱な體質の人を除いては、かゝる高き興奮は、束の間もなく消え去つて何等永續的な痕跡を止めずかくて一定の目的を堅忍不拔の精神を以て遂行するに何の效力もないと云つた様な電光の如くに果敢ないものではない。神經質の特徴は、それが「持續的」興奮を續け、長期間の努力に耐へる所にある。これこそ所謂「心靈」^{インテリゲンツ}と稱するものである。こ

れぞ即ち、よく訓練された競走馬をして、彼が死して已む迄は、その速力を緩めずして走らしめる所の物である。これぞ即ち、脆弱なる女性をして、危急存亡の場合に於てのみならず、それに先き立つ長き期間の身的並に精神的の苦痛に堪へて、光輝ある節操を守らしめた所の物である。明かに此の氣質の人は、所謂人類統治の行政的方面に、特に適當である。彼等は雄辯家、大説教者、及び道德的感化の強力なる普及者たるの資質を有する。彼等の體質は、内閣員若くは裁判官に必要な資格に缺けて居るかも知れない。これ等の人々は興奮易いから、常に興奮の状態にあると云ふ結果に、必然的に陥るのならば、今、云つたことは眞である。しかし、これは、全然訓練の如何による問題である。強き感情は、強き自制の手段であり要素である。しかし、この場合必要なことは、その感情をその方に指導教養することである。もしもその指導宜しきを得たならば、その人は管衝動の英雄たるに止まらず、實に又自制の英雄たるに至るであらう。歴史並びに經驗の示す所によれば、最も情熱的な性格の人も、

その情熱を宜しく教導した場合には、又その義務の感情も恐ろしく嚴格になるに至るのである。その感情が烈しく動かされた場合に於ても、その判決を誤らぬ様な裁判官があるとしたならば、その人はその同じ感情の力によつて、正義に對する義務の確固たる觀念を得たのであつて、その義務觀念が彼自身の偏頗な感情に打ち勝つたのであるのだ、人類をして、その日常に於ける性格を失はしむる所の此の高き熱情の力は、又その日常の性格に反動する。彼がこの特殊な興奮状態にある時の彼の向上心及精神力は、彼がよつて以つて、日常に於ける感情及び行爲を比較し、測定するの標準となり、彼の日常目的も、高き興奮状態の場合に形成され、又それに適應した性質を帶ぶることになる。勿論これは、人間の生理的天性の然らしむる所如何ともすべからずして、一時的現象に止まるものではあるが。人種及び各個人の經驗によれば、興奮し易き氣質の人は、概して、最も冷靜な人に對しても、思索及び實行に於て遜色がないといふことになつて居る。佛蘭西人及び伊太利人は、その天性、疑ひもなく、チユート

ン民族よりも神経質で、興奮し易い。そして又少くとも英吉利人に比して、日常慣習的に、情緒的生活を多く送つて居る。しかし果して彼等は科學に於いて政治に於いて法律及び司法の高さに於て、將た又戰爭に於いて、劣つて居るか。希臘人は古代に於て、その子孫後裔が今も尙ほ然るが如く、人類の各種族に於て最も興奮し易き民族であつた。しかも人類のあらゆる功業に於て、彼等が他民族に冠絶しないものゝなかつたことは言ふ丈け野暮である。又羅馬人も同様に南國民族の常として、同様の素質を有して居た。しかるに、スバルタ人と同じく、その國家的訓練が嚴格であつたために、反對な國民性の模範となつた。そしてその自然的性情の強大な力が主としてその熱烈さに現れた。彼等のこの同じ素質は、一步を誤れば、甚しく皮相なものとなる恐れがあつたのだが、訓練宜しきを得たためにその事はなかつた。以上述べた所によつて、天性興奮し易き民族も、指導宜しきを得たならば立派なものとなることが明瞭となつたであらう。しからは愛蘭に於けるケルト民族も、亦その赴くがまゝに自由放任した

ら、彼等はどうなるかと云ふことの有力な實例になる。(彼等は、幾世紀となく、惡政府の間接な影響を、舊教の政教團と、舊教に對する眞摯な信仰の訓練を受けて來たのであるから、その感化を脱して、その本來の面目にかへると云ふ様なことは先づなからうと思はれるが、もしもかう云ふことがあると假定しての話である) (譯者註——ミ人解放の原理」刊行の翌年即ち一千八百六十八年に「英吉利と愛蘭」を著し、更に一千八百七十年には「愛蘭問題」を著して居る。) 此の愛蘭人の國民性は、改善の望みの最も少ない場合であると思はれては居るが、しかし萬一個人の環境が、その人の都合のよい場合に於ては、種々雑多な方面に於て個人的卓越を示すこと愛蘭人に及ぶ國民が何處にあらうか。佛蘭西人と英吉利人とを、愛蘭人と瑞西人と、希臘人や伊太利人と獨逸人とを比較した場合の如く、女性も男性と比較した場合に於ては、全體に於て、同じことを成就することが出来ることが發見されるであらう。尤も特別な方面に於ては、男性に比し遜色あるを免れないこともあるであらう。しかし、彼女等の教育修養が、彼女等の氣質に基づく諸弊害を甚だしくせずして、寧ろ匡正することの出來

る様に改正されたならば、全體に於て、全然男性に遜色なきに至ることは、私の信じて疑はざる所である。

十二

しかし乍ら、女性の心意は、その天性、男性の心意よりも動じ易く、同一の連続した事業を、長く固守することが出来ず、一つの方向につき進んでその達し得る最高所に至ると云ふことよりは、寧ろ様々な事柄に、彼女の才能を別けて働かすと云ふ事に適することが眞實であると假定したならば、これは、現在の多くの女性の場合にあてはまるし、(尤も、重大な、様々の例外あることは免がれないが)又、一心を、一定の觀念及職業に傾注する事が最も必要のやうな事柄に於ては、女性は滴確に優秀な男性に及ばないと云ふことの理由が説明出来るかも知れない。しかしこの差違は、女性に或る種類の優秀がないと云ふことを説明して居る丈けで、女性に優秀其物がないと

か、その實際的價值がないと云ふことを説明しては居ない。そして、一體この心意の或る種の作用のみを専ら働らかせると云ふこと、この全思惟力を、一つの問題にのみ傾注すると云ふこと、それを一つの仕事にのみ集中すると云ふことが、たとへ思索を目的とする場合にもせよ、人間能力の正規な健全な状態であるかどうかといふ事は、充分精査した上でなければ斷言することは出来ないのである。この集中によつて、特殊の發達が遂げられたと云ふ益は確かにあつたが、又一方に於ては、人生の他の目的に對する能力を失ふたと云ふ損があると信ずるのである。そして、抽象的思索に於ても、困難な問題を解くに當つては、間斷なくそれに没頭するよりは、時々、折に當つてその問題に戻る方がズツと解決が早いと云ふのは、私の確信して居るところである。それは何れにしても、實行の目的のためには、その實行が高尙なるものと卑近なるものとを問はず、思考を一問題より他の問題に迅速に一轉し、しかも、その理智が二途に迷ひて、歸趨する所を知らざるが如きことなからしむる能力は、遙かに有要な力で

ある。しかもこの能力は、彼女の指彈する種となつて居る所の、心の動じ易き事のお蔭であつて、即ち女性が多分に持つて居る所のものである。彼女は恐らく生れつきこれを持つて居るのだらうが、又彼女の教育修養がこれを助長した事は争ふことが出來ない。何となれば、女性の職業の大部分は、些細でしかも多様な瑣事を處理する所にある。その何れを遂行するに當つても、心意は一分間として、靜止することは出來ないで、直ぐに他の事に移つて行かねばならぬ。もしも何か長時間熟考する必要のある仕事がありとすると、その思考は、*チヨイ、*と時間を偷んで、やらねばならぬ。もしも男性であつたなら、大抵は、とても出來ないと云つて斷りさうな時及狀態の下に於ても、女性が思考を遂行する能力を示したやうな實例は一再に止まらない。そして女性の心意と云ふものは、些事許りて一杯になつてはゐても、決して、只呆然として居る様なことはない。これが男性だと、彼が重要な事務だと思ふものに關係して居ない時は、随分呆然として居ることもあるのである。女性の日常生活の事務は、百般

の事柄である。そしてそれは地球が廻轉して止まぬ如くに、決して停まることのないものである。

十三

世人稍もすれば、男性が女性に比して優秀なる精神的能力を有する解剖學的證據があると云ふやうな説を唱へる。男性の腦髓は大きいと云ふのである。私は答へる。先づ第一に、その事實それ自體が己に怪しいものだ。女性の腦髓が男性のそれよりも小さいと云ふことは、少しも確定した事實ではないのである。もしもこれが、女性の身體の構造が一般に男性よりも小さいといふ事實丈で推定されたものだとすると、この標準は變テ、*コライ*な結果を來すのであらう。身長高く、骨格逞しい男性は、その外觀より推定する時は、小さな男性よりも、その智慮に於て、驚くべき程秀れて居なければならぬ筈であるし、又象や鯨は見事に人類よりも傑出して居る筈である。解剖

學者の説に據れば、人間の脳髓ブレインの大少の差違は、身體、若くは頭腦ヘッドの差違程に激しいものではないから、その一つを以て他を知ることが出来ない。又確かに或る女性は、男性に劣らぬ程大きな脳髓を持つて居る、多くの人間の脳髓の重量を測つた人が、彼の知つて居る中で最も重かつた脳髓は、キユービエ（譯者註——佛蘭西の博物學者）の脳髓（從來の記録に於て最重の稱ある）よりも重かつたが、それは或る女性のものであつたと云つたのを確かに聞いた事がある。又第二に、脳髓と智的能力の間に存する緊密な關係は、未だ充分に承認されて居ないのであつて、未だ大いに議論の餘地ある問題である。只隨分密接な關係があると云ふことは疑ふことが出来ない。脳髓は確かに思想感情の實質的機官である。で（脳髓の各部が、各精神的能力をそれ／＼司つて居るといふ事に關する未決の大問題を暫く措いても）この機官の大少と、その職能とが全然無關係だなどいふことは、一つの變則であつて、生命と組織の一般原則に關して、吾々の知れるところと相背馳する事柄である。又、器官の形狀が大なるにかゝはず、少しも

能力がそのために増加しない様なことがあつても同様である。しかし、器官が只その大少によつてのみ、能力に影響する場合に於ても、兎に角、變則や除外例は仲々に多い。しかし、凡ての自然の作用は微妙なものであるが——とりわけ生物の場合に於て微妙であり、その神経系統の場合に於ては最も微妙であるが、様々な差違が、その大少の差違に基くと共に、又生理的作因に於ける性質の差違に基く。そして、一機官の性質の優劣が、もしもそのなし得る作用の微妙さ、絶妙さによつて測定せられるものであるとしたならば、女性の脳髓並びに神経系統はそれが、一般に男性よりも遙かに微妙なものであることを示して居る。性質の差違と云つたやうな抽象的な問題は、これを證明することが困難であるから姑く措くとしても、一機官の能率は單にその大小によるに非ずして、又その活動によるものであることは一般に承認されて居る。そして又その活動は、その中を循環する血液の精力によつて、殆んど正確に測定する事が出来るのである。何となれば刺激に感じ得る能力、及びその回復力は、主としてこの

循環によるものであるからである。かくて、一般男性が脳髓の大きさに於て優り、女性は大脳の循環の活動に於て優ると云ふ事は不思議でない。——この假説は、兩性の精神的能力の間に存する事實上の差違と大體に於て一致するものである。この類推に基く想定が吾々をして組織の差違に關して推定せしむる所の結果は、吾々が日常見聞する所に一致する。先づ第一に、男性の精神作用は、遅緩であると云つてよい。それは思考に於ても感性に於ても女性程に敏活でない。大きな形態を有するものは行動を起すには長時間を要する。しかるに他面に於ては、男性の脳髓は、一度完全にその行動を起すや、多くの仕事に耐へる。それは、最初執つた方向に執着するの餘り、一つの行動より他の行動に移る事は困難であるが、その取りかゝつた仕事に於ては、精力を消耗する事もなく、又疲勞の感じもなしに長く續行する事が出来る。で、男性が最も女性に優る所は、一つの單一なる思考を、長時間、推敲するの要ある仕事であり、又女性の長所は、行動の敏活を要する仕事である事を知るであらう。女性の脳髓は、

スグに疲勞するし、又スグに溷れる。しかし、その疲勞の程度に應じて、スグ又回復する事を確認する。この考察は、全然假説である事を此處に再び斷つて置く。それは只、研究の一手段を暗示するものに過ぎない。私は前に、一體兩性の精神的能力の一般的精力若くは方向には何等かの差違が存するものであるとか、況んや、その差違が何處にあるものであるとか云ふ事が、サモ、確定されて居る様な顔をするやうな人を攻撃して置いた。又性格形成に關する心理學上の法則の研究が、未だ概論的にもその歩を進めず、又科學的に個々の場合に運用された事もなく、又性格の差違の最も明白な外部的原因すらも常に無視され、——觀察者によつて看過され、又現今行はるゝ自然科學及び精神哲學の學派の人々によつて傲然と蔑視さるゝ様な目下の有様では男女兩性の差違が発見される筈がない。彼等自然科學者哲學者は、その精神界若くは物質間に於て、主として、人類相互の差違を生ずる原因を探究するものも、又せざるものも、等しくこの差違をば人間の社會並びに人生に對する種々異なる關係によつて説

明せんとする人を、貶して能事終れりとして居るやうな情ない有様である。

十四

女性の天性に關する諸説は、單なる經驗論的一般論に過ぎないのであつて、何等思索も解剖もせず、漫然と手當り次第の實例によつて作られたものであるから、それに関する一般觀念は、國々によつて、又その輿論及び社會状態が、その國內に住する女性に與へた特殊な發達の有無如何によつて、種々に異ると云つた様な奇觀を呈して居る。東洋人は思へらく、女性はその天性、特に好色的であると、印度の書物中には、此點で女性を激しく批難した個所を散見する。英吉利人は通常、女性は天性冷酷なものだと思つて居る。女心の移り易さを嘆じた格言は多く佛蘭西がその源泉地であつて、フランソア一世の有名な對聯詩(譯者註——その對「Soyent femme varie. 譯。「女心の果敢な藤の袖」を代表的なものとして、今も昔もその考へが變らない。英國では一般に女性は聯詩は次の如し。「Fol est qui s'y fie.」さは たのむ木ぬらす)

男性よりも遙かに節操が堅いとせられて居る。英國に於ては、佛蘭西に於けるよりも長い間、女性の不貞と云ふ事は信ぜられなかつた。しかのみならず、英國人はその天性輿論に従ふ事が佛蘭西人よりもズツと甚しい。序に云つて置くが、英吉利人は、女性に限らず、男性又は一般人類に對して、何が自然な事であり、何が不自然な事であるかと云ふ事を判断しやうと思つても、特別に面倒な目に合はねばならぬ。少くとも、彼が英吉利に於ける經驗のみに倚つて研究しやうと思つた時には、随分面倒である。何となれば、英吉利程に人間の天性がその本體を現さぬ所は少いからである。善い意味に於いても、又悪い意味に於いても、英國人は他の近世國家よりも、ズツと自然な状態から隔たつて居るのである。彼等は、いかなる國民よりも、文明及び訓練の産物であると云はねばならぬ。英國に於ては、社會的訓練が、それに牴觸する恐れのあるものを、征服すると云ふよりも、寧ろ抑制する事に、最も成功したのである。英吉利人は、いかなる國民よりも激しい程度に於て法則に従つて行動するのであつて、甚だ

しきに至つては、その感情までも法則によつて律して居るのである。他國に於ても、輿論又は社會の要求が可なり強い力を持つて居る事は争ひ難いが、個人天性の力が常にその下に現れて居て、時あつてはそれに反抗することもある。即ち他國に於ては、法則は常に人間の天性よりも力強い事は力強いが、しかし人間の天性は尙ほ壓倒されずに儼然として存して居るのである。英吉利に於いては、法則が大部分人間の天性に取つて代つて居る。英吉利人は、その生活の大部分を、法則の制禦を受け乍らも、その嗜好に従つて居るのでなくて、何等嗜好する所なく、ひたすら法則に従つて、生活して居るのである。で、こゝに、嘆かばしい弊害も生ずるが、又一方に於ていゝ所もある事は疑ふべくもない。しかし乍ら、このことが、英吉利人が、彼自身の經驗よりして人性の自然的傾向に關して判断を下すことを甚だしく不可能ならしめて居るのである。この問題を考察するものが稍やもすれば陥り易き錯誤の性質は國々によつて異なる。英吉利人は人間の性を知らないのであるし、佛蘭西人は又偏見があるのでいけ

ない。英吉利人の錯誤は消極的なものであるが、佛蘭西人のそれは積極的である。英吉利人は、ある事柄は決して存在しないと思つて居る。何となれば、彼等はそれを見ないからである。佛蘭西人は、ある事柄が常に必ず存在して居ると考へて居る。何となれば、彼等はそれを見るからである。英吉利人は、天性を観察する機會を持たぬものだから、それを知らう筈がない。佛蘭西人は一般に天性について多くを知つて居る。併し、彼等はそれを辨證によつて歪めて觀察するものだから、それを誤解することも往々ある。即ち、社會が導き込んだ人爲的の状態が、目下の問題の對象となつて居る事柄の自然的傾向を、異なる二の様式に於いて、隠蔽したものである。即ち一つは、人性を滅絶せしむる事によつて、他は人性を變形せしめる事によつて、第一の場合に於ては、研究の對象となるものとは、人間天性の乾涸かたびた殘滓が殘つて居る計りである。第二の場合に於ては、研究の對象となるものは仲々に多い。しかし、人間自然の性情が、自發的にのびくと生長したものでなくて、様々な人爲的加工によ

つて變形されたものなのである。

十五

私が前に述べた如く、男女兩性間に現今存する精神的差違は、果してどれ丈けが自然的で、どれ丈けが人爲的なものであるかは判らないし、又この差違を來した人爲的原因が悉く除去されたとしても、自然的性情が果して發露するや否やも判らない。私は決して前に不可能だと斷言したやうな事を企てやうとするのではない。しかし、どうもハッキリとは判らないからと云つて、どんな想像も加へてはいけなさと云ふ筈はない。だから確實な事が判らないやうな場合にも、いくらか確らしい事の判りさうな方法があるなら、それを採用してもいいだらうと思ふ。で、第一の論點——即ち、現在立派に存する兩性の差違の起原といふ問題から論じて行くのが、一番、この考察には都合がよいやうに思はれるから、私は今、そこに到達し得べき唯一の方法によつて

——即ち外界が精神に及ぼす影響といふ事を考察して、研究の歩を進めて行きたいと思ふ。人間をその周囲の環境から引き離して考へて、實驗的にその自然の性情がどんな物であるかを確かめるといふ事は、不可能であるが、しかし吾々は人類の現在の性質とその過去に於ける環境とを比較研究して、果してその中の一つが他を造る事が出來たものであるか否かを知ることが出来るのであらう。

十六

で、私は、腕力といふ生理的なものを除いて、普通、女性が男性に劣ると思はれて居るものゝ内でその最も顯著な場合を擧げて見やう。第一流に伍すべき様な、哲學、科學、藝術の作品を女性の身で作つたものは、未だ嘗てなかつた。この場合に於ては、女性は天性それを作り出す能力がないのだと説明する外に、果して、何か外に手段があるであらうか。

第一に私は公平な立場から尋ねる。この様なことを歸納法によつて立證が出来る程に、果して充分な經驗を人類は積んで来たかと。極めて稀な例外の場合を除いては、女性が哲學、科學、藝術に於て、その才能を發揮し始めたのは、未だ七八十年來のことである。やつと最近二三十年間に入つてより、始めてそれを企てる女性の數が増して来たので、それを英吉利佛蘭西を除いては、その企てが未だ誠に寥々たるものである。で、思索若くは創作に於て、第一流に伍すべき卓拔な性質を具備したものが、單に偶然の機會によつて、この僅かな年月の間に、その人の趣味及個人的地位がこれらの職業に従事することを許すやうな女性の間起るであらうなど、蟲のいゝことを考へてもいゝものか、悪いものかを充分考へて見る必要がある。その時間の許す範圍内に於ては、凡ての事柄に於て——勿論この場合、その卓拔の程度の最高な物は、これ

を女性に望んでならぬ。又、女性が最も長年月間、たゞさはつて居た所の文學（散文も韻文も）の方面に於て、特に然りである。——女性は、この短き年月の間に於て、又多數の競争者があつたに拘らず、これ以上は望み得ぬ程に多くの事業をなし、又充分に高尚な功勳を、數多く立てたのであつた。又もしも女性で、そんな企てをするものが極めて僅少であつた古代に溯つても、その少數者の中のあるものは、顯著なる成功を、かち得たのであつた。希臘人は常にサッフォー（譯者註——紀元前第七世紀に於ける希臘の女流叙情詩人）を大詩人の列に加へて居たし、又吾々は、ピンダル（テールベの最大なる男性叙情詩人）の師であつたと稱せられて居るミルチスや、又、五度ピンダルに打ち勝つて詩人賞を獲たと云ふコリンナなどは、少くとも、ピンダルの盛名に比肩するに足る程の才幹を持つて居たと云つてもいゝだらうと思ふ。アスペジア（譯者註——ミレトスの生れ、ペリクレヌの妻、その機智と教養と美を以つて名高くその周圍には、常に當時の學者哲人集れりと云ふ）は哲學的著作を残さなかつたけれども、ソクラテスが彼女に負ふ所甚だ多く、彼自身もこれを承認して居たと云ふのは、確定した事實である。

十八

もしも吾々が近代に於ける女流作家の作物をとつて男性のそれと對照したならば、文學に於ても又美術の方面に於ても、明かに女性の遜つて居る所は、一言で以てこれを蔽ふことが出来る。それは即ち獨創の缺乏と云ふことで頗る重大な缺點である。尤も、全然それが缺乏して居るのではない。何となれば、多少共實質的の價値ある心意の創作物は、それ自身の獨創性を持つて居るものであつて、その心意自身の形造に係り、決して何か外の物の模寫ではない。他からの借り物でなく、思想家自身の觀察乃至智的考察の結果造られたものと云ふ意味に於ける獨創的思想は女流の作物にも、多く含まれて居る。しかし彼女等は未だ嘗て、思潮界に一時期を劃するやうな偉大にして光輝ある新思想を産出しなしいし、又、未曾有の効果を生むべきやうな眼界を開き、一新派を築くやうな、藝術上に於ける根本的に新奇な構想をも産出しなしい。彼女等の

製作物は、概ね既存の思潮に基づくものであつて、又その創作品は、現存の形式より甚だしく懸けはなれたものでもない。これが主として女流作家の作品に遜色のある所で、其他は、手法上の點に於ても、思想を點出することに於ても、又は文體の彫琢に於ても、決して遜色はないのである。布置並びに事件ダイアグラムの結構に於て、最も巧妙な我英國の小説作家は概ね女性であつた。又凡ての近代文學中に於て、スタエル夫人(譯者註——十九世紀の佛蘭西に於ける最大なる女流小説作家、ジョージ・サンド)の散文に比肩するに足る程の純藝術的な傑作は一つもない。彼女の筆致は、ハイドンの如く、主として缺如せる所は、構想の高級なる獨創性である。今や私は進んで、この缺陷を説明する方法ありや否やを研究したいと思ふ。

十九

かくて、單に思想に關する範圍に於ては、世界の始まつて以來いつの時代に於いても、又文化漸く進んで、何等知識の探求及び蓄積の用意がなかつたにも拘らず、偉大にして貢獻の多き新たなる真理が、單なる天才の力によつて闡明さるゝに至つたにも拘らず——この長い年月の間に於て、女性は少しも思索にたづさはる事がなかつた。ハイペシア(譯者註—アレキサンドリアに於ける希臘哲學の女流探求者、美貌と純潔によつて特に名高し)の時代より、宗教改革の時代に至る迄の間に於ては、エロイスが、(譯者註—十二世紀に於ける佛蘭西の尼僧、そのアペルールの情事世に名高し)かゝることを成就する見込のある唯一の女性であつた。しかも彼女の一生に纏綿した不幸のために、彼女の中に潜んで居た思索能力も、大なる貢獻を人類に致さずして終つた。かくて、多數の女性が眞面目に思索力を練るやうになつてからも、その獨創性は容易なことでは現れない。單なる獨創的才能の力によつて到達し得るやうな思想は、殆んど全部随分昔から女性によつて到達せられて居る。しかし高級な意味に於ける獨創性が激しい訓練を受け前時代の思想の産物に深く思を潜めたやうな人々による以外に、未だ嘗て獲得

された例はない。確かモリス氏(譯者註—フレデリック、デニス、モリスを意味する)であつたと思ふが、その現代を論ずに當つて、その最も獨創的な思想家とは、最も完全に先人の思想に親しんだ人の謂であると言つたことがあるが、これは恐らく將來に於ても亦眞であらう。人類の文化と云ふ大建築物の個々の新らしき煉瓦石は、先人の積んだ煉瓦石の上へ置かねばならぬものであるから、現代文化に幾らかでも貢獻せん事を望むものは、自らその古代文化の蓄積たる大建築物を攀ぢ登つて、新思想と云ふ煉瓦石を運び上げなければならぬ。しかも、女性にしてこの先人の思想、哲學をよく修得したものがあつてあらうか。サマジキ、ユ夫人(譯者註—十九世紀英國數學者)のみ獨り、立派な數學上の發見に必要な數學の素養を持つて居る。そして、彼女がその生涯中に於て、科學上の顯著なる進歩を促進するに效のあつた屈指の大科學者の數に入らなかつたからと云つて、それが、女性の劣つて居る證據になるであらうか。經濟學が一個の科學として成立するに至つてこの方、二人の女性はその點に關し有益な説の吐ける程の充分な知

識を持つて居た。彼女等と時を同じうして、幾多の男性が經濟學を説いて居るが、果して、その幾割が眞に彼女等に比して勝つて居るであらうか。又從來女性にして大歴史家たるものはなかつたが、女性にしてそれに必要な教養を有して居たものが、果して幾人あるだらうか。又もしも女性にして大言語學者たるものはなかつたにしろ、梵語や、スラヴ語、ウルフィラス(譯者註——ゾロアスターの僧侶、その聖典のゴート語譯書は言語學上、甚だ有益なりとせらる。)のゴート語、ゼンダヴェスタの(譯者註——ゾロアスターの著、せし經典なりと稱せらる。)古波斯語を研究した女性があるだらうか。實行的方面に於てすら、吾々は凡て教養なき天才の獨創性が、如何に價值のないものであるかを知つて居る。これら教養なき天才は、多くの歴代の發見者達によつて、己に發見され且つ改善されて終つて居るやうなことを、一再ならず、新たに生なまな形に於て發見するのだが、その發見は何の役に立たぬのである。男性が凡て、優れて獨創的であるがために必要とする所の凡ての準備を女性も學ぶに至つた時に於て、始めて彼女の獨創性に對する能力を實驗して、判斷してもいゝのである。

二十

無論こんな場合も度々ある。或る一人の人が、或る一つの問題に關する他人の思想を、博く、且つ正確に學びはしなかつたが、天性慧敏にして、優れた直觀力を有し、無論始めに於ては、只暗示する事が出来る丈で實證することは出来ないが、それに段々磨きを懸けて行くと、遂には人類の知識に重大なる寄與をなすに至ることがある。しかし、此の場合に於ても、誰か或る他の人で、前代の知識を充分に具へて居るものが、それを研究し、試験し、それに科學的又は實用的の形式を賦與し、現在に於ける哲學科學の眞理との關係をつけると云ふことがなかつたならば、それに正當な價値を與へる事は出来ない。で、この様な立派な思想が、女性の心の中に湧く事はないであらうか。いやそれは凡ての知慮ある女性には、幾百となく湧くものである。しかし、かゝる思想の多くは、それを適當に理解し世間に發表するに足る知識を具備した夫や

友達のないために、空しく無駄な物になつて終ふのである。そして、たとへそれが發表される場合があつても、概して夫又は友達の思想として現はれ、その眞の發案者の名は埋もれた儘である。男性の作家によつて公表された幾多の最も獨創的な思想が、實は一女性の暗示に基づいたもので、彼は、實は只證明し推敲したに過ぎないと云つたやうな場合が随分多い。もしも私の場合で考へたなら、その大部分は一人の女性に負ふて居る事を告白して置く。

二十一

で又、純粹な思索から、狹義に於ける文學及美術に目を轉じたならば、女性の文學が、その一般の構想及び主なる特徴に於て、男性の文學の模倣であると云ふ事の明白な原因を知るに至るであらう。何が故に羅馬文學は、諸批評家が口を揃へて唱へるが如くに、獨創的でなくて、希臘文學の模倣なのであらうか。その理由は單に希臘人の

方が羅馬人よりも早くこの世に現れたといふ所にある。もしも女性が、男性の一人も居ない様な國家に住み、男性の著書を一篇と雖も讀んだ事がなかつたならば、女性も彼女独自の文學を有して居た事であらう。しかるにその様な事がなかつたために、女性はその一つの創造をもなし得なかつた。何となれば、彼女達は己に創造されて居る高さ程度に迄進歩した文學を發見したからである。もしも古代文化が一度その影を潜めたやうな事がなかつたか、或ひは文藝復興がその以前に起つて居たならば、ゴシック式建築の寺院は建設されなかつたであらう。(譯者註——ゴシック式建築は中世に起り十二世紀より十五世紀まで行はれたり。即ち古典文化が一度この地上より絶滅し、文藝復興によつて、再生するの氣運熟する迄の間に行なはれたり)又吾々の知れる如く、佛蘭西、伊太利に於ては、その國民

文學が勃興するに至つた後も、永く古代文藝の模倣がその獨創的な發達を阻害して居た。凡ての女流作家は、悉く男性作家の後塵を拜するものである。たとへ、ラファエルの如き名畫家を以てしてもその初期の作品は、その筆致が師匠と區別がつかぬ程に似て居る、モツァルトの如き大作曲家を以つてしても、その初期の作品に於いては、彼の力強